

別紙 公募テーマ

番号	テーマ名	事業概要
○自治体支援		
(地域マネジメント)		
1	地域包括ケアシステムの構築に向けた取組状況の評価指標に関する調査研究事業	<p>いわゆる団塊の世代全員が75歳以上となる2025年までに、地域の実情に応じた「地域包括ケアシステム」の構築を実現することを目標とし、各自治体において取組が進められており、団塊ジュニア世代全員が65歳以上となる2040年に向け、地域包括ケアシステムの一層の深化が求められるところである。</p> <p>○ 地域包括ケアシステムの構築や一層の深化に向けては、各市町村がその進捗状況を自己評価し、自らの施策を顧みることができる評価指標や評価スキームが求められるが、地域包括ケアシステムは地域の実情に応じて構築されていくものであり、地域ごとに目標(ゴール)も異なることから、その達成状況について、定量的な評価が難しい側面もある。</p> <p>○ このため、令和3年度老健事業では、各地域における地域包括ケアシステムの構築状況を総括的に評価するための指標づくりに向けた課題を整理し、評価指標案のたたき台を作成したところ。</p> <p>○ 令和4年度は、これらを踏まえた上で、改めて有識者委員会を設置し、市町村において活用可能な指標案と実際に評価を行う際の「留意事項集ないし手引き(案)」を整えた上で、実際に市町村においてモデル事業を実施していただく。また、それらの成果も踏まえ、指標案の更なる精査、留意事項集ないし手引きを仕上げるのととも、各市町村が実際に評価を行ったり、令和5年度に次期介護保険事業計画を作成する際の振り返りに活用するための研修資料を作成する。</p> <p><b>【本事業の特記条件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度事業の成果を踏まえたものであること。</li> </ul>
2	地域包括ケアシステムの構築に向けた高齢者の生活支援・介護予防に関する産業界との協働推進に関する調査研究	<p>地域包括ケアシステムの構築において、地域の多様な主体による生活支援・介護予防活動に関して、民間企業等、産業界との協働をより強化していくことによって推進することは、持続可能な地域づくりに重要な要素である。</p> <p>そこで、高齢者が安心して日常生活を継続していくために必要な支援について、民間企業等との協働による支援に着目した調査研究を行うこととする。</p> <p>① 生活支援と介護予防に関する、民間企業を含む多様な主体による支援体制の可能性の調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期集中予防サービスと多様な主体による生活支援体制の整備が相互に与える影響。</li> <li>・上記に関する自治体の実践事例、地域ケア会議の活用等の現状把握。</li> <li>・民間企業が直接的に生活支援に参画する取組み効果</li> </ul> <p>② 自治体と民間企業との連携と実装化に関するアクションリサーチ(実践研究)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間企業のネットワーク化や自治体他部局との連携による生活支援の多様化</li> <li>・民間企業への就労的活動支援コーディネーター業務委託事例の研究</li> <li>・民間企業店舗の高齢者生活支援の拠点化事例等の研究</li> </ul> <p>③ 日常生活における意思決定支援と財産管理支援に関する国際比較研究</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援を行う中で課題となっている財産管理に関する、金融界との協働の可能性</li> <li>・各国の制度や商品の活用及び意思決定支援に関する各国の実情を比較調査する。</li> </ul>
3	地域包括ケアシステム構築の加速化に向けた推進基盤に関する調査研究	<p>地域包括ケアシステム構築の目途である2025年を迎えるにあたり、地域の課題を解決するための制度や事業が整備されてきた反面、市町村において、施策を広く展開するための推進体制及び都道府県による市町村支援の体制づくりが課題となっている状況も少なくない。</p> <p>そこで、これまで国が実施してきた都道府県・市町村支援のノウハウの蓄積を活用し、有識者や先進的自治体担当者等の協力を得て、施策レベルより基本的レベルで市町村や都道府県における施策推進体制の構築を支援する、「基盤づくり支援」の仕組みを構築する。</p> <p>この仕組みを活用し、各厚生局管内2市町村程度をモデルとして、所管の都道府県とともに伴走型支援を行う。</p> <p>これにより、地域包括ケアシステムの施策を推進する基盤づくりのプロセスとノウハウを共有化する知見をまとめ、他の市町村及び都道府県への横展開を図るツールを作成する。</p>

番号	テーマ名	事業概要
4	地域包括ケアシステムを構成する地域資源としての高齢者の「居場所」に関する調査研究事業	<p>地域には官民・分野を問わず、高齢者が日常生活の一部として利用しながら、自然に人や地域とのつながりを持ち続けることが出来る『居場所』的機能を持った場所や空間、取り組みは数多くあるが、「通いの場」として把握されていないものを含めて、そのような「居場所」が担っている機能や種類などの実態、活動事例を詳細に明らかにしたものは少なく、市町村での他分野連携が進まない一因とも考えられる。</p> <p>今後の「地域づくり」を進めるに当たっては、多様な地域資源とも包括的に連携していくことが、地域包括ケアシステムを構築する観点から重要であり、これらの「居場所」をマクロな視点から調査して類型化するとともに、その特徴を分析する。</p> <p>また、「居場所」は多世代や多機能を包含する空間としての役割もあると思われることから、地域資源として持続可能な運営等、仕組みのあり方について検討する。これにより、自治体や包括支援センター、生活支援コーディネーター及び専門職との情報共有や連携の取り組みの強化等により、地域包括ケアシステムの機能強化につなげるため本事業を実施する。</p> <p>① 国、自治体の施策(生涯学習・地域(農漁山村)振興等)に関連する「居場所」並びに民間企業・団体、小売店等の「居場所」(「通いの場」として未把握のものを含む)の実態調査と類型化。(質問紙・インタビュー等)</p> <p>② モデル自治体を選定し、類型ごとの利用者の特徴を(年齢、性別、職業・家族形態、健康身体状況等)や運営形態、行政・事業者等との連携状況等を調査し分析する。</p> <p>③ 上記から明らかになった類型において、地域包括ケアシステムにおける、介護予防や生活支援に関する機能の強化(多世代対応・多機能化)につながる事例や課題をとともに、特に住民主体の「居場所」の持続可能性を高めるモデルについて検討する。</p>
5	介護保険事業計画の手引き作成に資する調査研究事業	<p>本事業では、第9期介護保険事業計画期間に向け、計画作成プロセスについて具体的に整理するとともに、PDCAサイクルによる取組推進のプロセスや例示を包括的に整理した手引きを作成し、保険者における地域包括ケアシステムの深化、推進に資することを目的とする。</p> <p>具体的には、過去に厚生労働省から示している「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き」など、各種手引き等の内容を踏まえた上で、各市町村が策定している第8期介護保険事業計画の構成や記載内容の分析、各都道府県及び市町村へのヒアリング等を実施し、PDCAサイクルの実効性の確保に資する計画の手引きを作成する。</p>
6	介護保険事業計画の作成に資する調査結果等の活用方法に関する調査研究事業	<p>市町村は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等の事情を把握し、その分析結果を勘案して市町村介護保険事業計画を作成することとされている。</p> <p>そのための調査手法の1つとして在宅介護実態調査を示し、「要介護者の在宅生活の継続」及び「介護者の就労継続」という観点から必要なサービスを検討することを推奨している。分析に当たっては、調査結果と要介護認定に係る概況調査のサービス利用状況と連結して分析する方法を推奨している。</p> <p>第9期計画に向けて令和4年度に保険者が実施する在宅介護実態調査について、概況調査に追加された有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の利用状況に応じた分析ができるよう、データを収集したうえで分析方法を検討し、保険者の分析を支援するための分析ツール(認定ソフトの改定を踏まえたもの)を開発するとともに、「要介護者の在宅生活の継続」及び「介護者の就労継続」に係る施策の検討に資する分析を検討する。</p> <p>また、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査については、保険者における活用状況を把握した上で、計画作成や進捗管理に当たっての活用方法について検討する。</p> <p>併せて、実施を推奨している在宅生活改善調査、居所変更実態調査、介護人材実態調査や計画の作成に活用できるデータの保険者における活用状況を把握した上で、分析方法や施策への反映方法を検討する。</p>
7	介護保険制度の実施状況に係る全体像把握のためのツールを活用した保険者の地域マネジメント強化に資する調査研究事業	<p>介護保険制度の保険者において、介護保険制度の実施状況の全体像を把握するためのツールとして、「大都市における地域包括ケアをつくる政策研究会」が開発した「保険者シート」があるが、近年、「保険者シート」のデータを活用した分析ツールの開発や研修会などが行われ、普及啓発が進んでいる。</p> <p>今般、保険者機能の強化に資するため、ロジックモデル等を活用し、「保険者シート」等のデータを分析することにより、介護保険事業計画における施策の評価、見直しなどのPDCAサイクルの実効性を確保し、地域マネジメントの強化を図るためのツールを開発する。ロジックモデル等を活用して分析するデータは、「保険者シート」のデータだけでなく、地域包括ケア「見える化」システムのデータも活用し、より効果的に分析可能なツールとする。</p> <p>また、「保険者シート」等のデータやロジックモデル等による分析ツールを活用した効果的な研修プログラム、研修運営マニュアルを作成し、全国の都道府県等が活用可能なかたちで公開し、普及を図り、保険者の地域マネジメント強化を支援する。</p>

番号	テーマ名	事業概要
8	保険者機能強化に向けたアウトカム分析のための調査研究	<p>保険者機能強化推進交付金等については、将来的な介護費用の増加が想定される中、持続可能な制度運営等の観点から、保険者機能として求めるべきアウトカムの検討とそれにつながる介護予防等の取組を評価していくための見直しを検討していく必要がある。</p> <p>しかしながら、一人当たり介護給付費等の縮減や重度化防止等に直結するような具体的な取組や評価指標は、これまでのデータ分析からは必ずしも明らかとなっていない現状がある。</p> <p>このため、本事業では、モデル的に複数自治体を選定の上、資格喪失事由(死亡、医療保険への移行、転出など)も含めた個々の利用者の初期認定からの複数年度にわたる要介護度及び介護給付費実績の変化について、介護予防や介護給付適正化の取組との関連や、医療費給付実績の変化との関連も踏まえながら、集計・分析し、いかなる取組が要介護度や介護給付費に寄与するかについて「明確化」とともに、可能な限りで取組の効果の「定量化」を模索するための事業を行うものとする。</p> <p>また、得られた分析結果等は、保険者機能強化推進交付金等の評価指標や介護保険事業計画に記載する取組と目標などのアウトカム指標の検討などに活用することも見据えて整理を行い、報告書にまとめる。</p> <p><b>【本事業の特記条件】</b> 事業対象となる自治体の選定に当たっては、介護保険計画におけるアウトカム指標設定状況、当該地域における在宅・施設などの介護資源量(介護保険事業計画に定めた見込量など)と医療資源量のバランス、活用できるデータの整備状況、自治体の規模などの観点も含めて検討すること。また、データ分析について、一定の知見を有していること。</p>
9	海抜ゼロメートル地帯における南海トラフ地震時情報、気象災害特別警報発令時の高齢者介護施設の対応に関する調査研究	<p><b>【テーマの問題意識】</b> 湛水地域に所在する高齢者介護施設は、ライフラインを始めロジスティック支援も長期間停止することが想定されることから、ハザードマップなどによる広域被害状況を把握したうえでの自助・共助・公助の対策を個々の施設で講じる必要がある。そのため、各施設において対策の重要性を認識し、具体的な計画につなげるための方策について調査研究を行う。</p> <p><b>【実施すべき事業内容】</b> ・過去の大型台風、洪水、津波災害に伴う高齢者介護施設被害の実態調査 ・モデル地域における福祉・医療関係者による検討委員会の設置 ・湛水地域における高齢者介護施設のBCPモデル作成 ・地域施設、市町に対する視聴覚教材の作成 ・セミナー等を実施し、関係団体等への普及啓発を進める。 上記事項等について、報告書にとりまとめる。</p> <p><b>【本事業の特記条件】</b> ・東海北陸厚生局と連携して事業を進めること。</p>
(指導監査等)		
10	指定介護サービス事業所等に対する「監査マニュアル(仮称)」の策定に関する調査研究事業	<p>介護保険制度において、地方自治体は、指定介護サービス事業所等に対する監査及び行政処分の権限を有しているが、監査の実施方法や行政処分の可否及びその程度に係る判断は、自治体毎に決定しており、その取扱いバラツキが見られることから、その平準化を図る必要がある。</p> <p>そのため、令和3年度に実施した地方自治体の監査や行政処分の実施状況調査等を踏まえ、不利益処分の手続きが適切に実施できるよう、有識者で構成した検討委員会を設置し、「監査マニュアル(仮称)」の策定を行う。</p>
(その他)		
11	家族介護者支援に係る人材育成等に関する調査研究	<p>世帯が抱える課題が多様化する中、家族介護者の状況が高齢者の自立した生活にも大きな影響を与える可能性があるため、家族介護支援の取組を促進する必要がある。</p> <p>こうした中で、ヤングケアラーについては、「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム(ヤングケアラーPT)の提言(令和3年5月17日)において、「国は、福祉、介護、医療、教育といったそれぞれの機関・分野において、ヤングケアラーに関する周知・広報や研修を行う。」こととしている。</p> <p>本事業では、自治体における家族介護者支援の取組の推進を支援するため、①都道府県が地域包括支援センター職員等を対象とした研修を行うためのカリキュラムの作成、②市町村が家族介護者の集いの場を立ち上げるためのマニュアルの作成を行う。</p>

番号	テーマ名	事業概要
12	就労的活動支援コーディネーター等の活用に関する調査研究	<p>令和2年度より、地域支援事業において、役割がある形での高齢者の社会参加を促進するため「就労的活動支援コーディネーター」の配置が可能となったが、現状、実際に導入している自治体は少数にとどまっている。</p> <p>令和3年度老健事業(東北厚生局)で特定非営利活動法人全国コミュニティライフサポートセンターが行ったヒアリング調査では、就労的活動支援コーディネーターの業務に対する理解不足からの設置への逡巡や、類似活動を行うシルバー人材センター等との業務の重複などを懸念する声などが多く聞かれた。「就労的活動支援コーディネーター」の活用を進めていくためには、このような自治体の疑問を把握し、解消することが喫緊の課題と考える。</p> <p>本事業では新たに設置を検討する自治体の指針となるように、既に就労的活動支援コーディネーターを設置している自治体での運用や、生活支援コーディネーターが就労的活動支援を行っている例など、他の参考となるような事例を収集する。加えて、地域医療介護総合確保基金を活用したボランティアポイントや事務お助け隊の活用状況について把握する。</p> <p>これらの成果を就労的活動支援コーディネーター設置・活用のためのガイドブックとしてまとめ、全国の都道府県・市町村に送付し、「就労的活動支援コーディネーター」の活用促進を図ることを目的とする。</p> <p>○研究委員会の開催 ○全国市町村に対するアンケート調査 ○全国事例の収集 ○市町村の疑問に応え、設置・活用の一助となるようなガイドブックの作成 ○ガイドブックを全国の都道府県・市町村に送付</p>
13	都道府県による市町村支援に活用するための支援パッケージ策定に係る調査研究	<p>2025年に向けて地域包括ケアシステムの構築を図るため、各市町村において介護予防・日常生活支援総合事業等を活用した多様な地域づくりを進めている一方、事業の実施に課題を抱える市町村も多い状況にある。そのような市町村への支援のため、令和4年度予算案では地域づくり加速化事業を計上し、これまでの老人保健健康増進等事業の成果物を元に市町村の地域づくりに向けた支援パッケージ(市町村の置かれている状況・段階に応じて想定される支援内容を類型化したもの)を構築・活用し、有識者等による研修や伴走的支援を実施する予定である。</p> <p>今後、都道府県が管内の市町村の地域づくり推進のための伴走的支援を行っていく際の参考となるよう、この支援パッケージを都道府県が活用しやすい内容に検証・再構成する必要がある。本事業では地域づくり加速化事業の取組内容の検証や、都道府県へのヒアリング等を実施し、支援パッケージの内容を見直すとともに、支援パッケージを活用した都道府県による伴走的支援の手順書を作成・周知する。</p> <p>【特記事項】 地域づくり加速化事業の受託者と連携して事業に取り組むこと。</p>
<b>○地域包括支援センター</b>		
14	地域包括支援センターの事業評価を通じた取組改善と評価指標のあり方に関する調査研究	<p>地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化については、「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について(通知)」(平成30年7月4日老振発0704第1号厚生労働省老健局振興課長通知)により取り扱われているところであるが、施行後3年を経過している中で、更なる取り組みの改善や業務負担の軽減に向けて、評価指標の見直しの必要性が高まっている。</p> <p>本事業では、地域包括支援センターの評価指標を活用した、業務負担の軽減も含めた取り組みの更なる改善を推進するために、アンケート調査やヒアリング調査を踏まえた現行の評価指標の見直し案をとりまとめ提言する。また、運営協議会や地域ケア会議等において評価指標を活用して地域包括支援センターの機能強化につなげている取組事例等を収集し、報告書をまとめる。</p> <p>【本事業の特記条件】 評価指標の見直し案の策定については、令和4年1月頃までに完了し、その結果について厚生労働省に報告できる計画となっていること。</p>
15	地域ケア会議の効果的な運営の推進に関する調査研究	<p>市町村が地域包括支援センターの行う包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施のために設置する「地域ケア会議」は、全国97.9%の市町村で実施されるなど(令和2年度実績)、全国で取組が普及している一方で、会議が形骸化し、地域ケア会議が目指す地域課題の解決や地域課題の抽出後の施策形成につながらない等の課題が見られる。</p> <p>本事業では、これまで具体的な手法が示されておらず、課題を抱える市町村が多く見られる地域ケア推進会議の運営方法や地域における施策形成への展開方法を中心に、実施の参考となるよう、手引き書を作成するとともに、その普及啓発のための素材(映像等)を作成する。</p> <p>作成した成果物は、全国の都道府県・市町村に配布・周知し、研修教材として活用してもらうことで、全国における地域ケア会議の改善を図り、もって地域包括ケアの一層の推進を図ることを目的とする。</p>

番号	テーマ名	事業概要
<b>〇ケアマネジメント</b>		
16	介護支援専門員の資質向上に資する研修等のあり方に関する調査研究事業	<p>現行の介護支援専門員の法定研修のカリキュラム、ガイドライン等について、前回の見直し(平成28年度)から6年を迎えるにあたり、昨今の制度改正や介護報酬改定等を踏まえ、介護支援専門員に求められる能力や役割の視点から、改正案を作成した。今後、その内容を踏まえ、一定の周知期間を設けた上で、改正を行う予定であるが、円滑な施行に向けて、法定研修等に関する直近の実施状況や先行事例を把握し、好事例集等を作成する。また、国・都道府県・市町村が一体となって、課題の共有や好事例の横展開を行い、研修の質を全国的に底上げする観点から、全国会議を実施し、報告書を作成する。</p>
17	適切なケアマネジメント手法の策定、普及推進に向けた調査研究事業	<p>ケアマネジャーが行うケアマネジメントのバラツキを最小限に留める観点から、本事業の実施にあたり、適切なケアマネジメントを行っている介護支援専門員とは、支援内容とアセスメント結果を関連付けて説明できる介護支援専門員であるとの前提をおいた上で、適切なケアマネジメントの実現を目指し、これまでの一定条件(脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等の疾患)ごとに支援内容を中心とした項目の全体的な再整理、実証、参考テキストの内容確認を踏まえつつ、今後必要なケアの検討と実証を行う。また、要介護者・世帯の特徴の変化をうけ、ケアマネジメントの中でも相談援助や意思決定支援など疾患別に限らない機能がこれまで以上に重要視されていることから、これら機能を適切に提供する手法を明らかにするために実態把握と多職種連携、多職種協働のあり方を検討し、ケアマネジメントの水準の向上の取り組み方策について、報告書を作成する。併せて、ケアマネジメントの質の向上を図る観点から、全国的に普及推進するための対応として、当該手法の活用に係るツールや実践の場において組み込む方法の検討を行うとともに、当該手法を踏まえ、現行の課題分析標準項目における課題等の実態を把握し、整理する。さらに、当該手法を踏まえたデータ収集等の検討を行いつつ、全国的に普及推進のためのセミナー等を行い、報告書を作成する。</p>
18	介護支援専門員研修のオンライン化に関する調査研究事業	<p>令和2年度以降、介護支援専門員の在宅等での研修の受講を促進するため、介護支援専門員研修について、オンライン研修に係る通信教材の作成や環境を構築し、運用・保守の管理等を行ってきたが、次年度以降は研修実施主体の各都道府県へ移行することを踏まえ、その円滑な移行に向けて、オンライン研修に関する直近の実施状況や先行事例を把握し、好事例集等を作成する。</p> <p>また、今後、介護支援専門員研修のカリキュラム等の改正を予定していることから、その改正内容を踏まえた通信教材の作成等や受講環境の支援のための全国会議等を実施し、報告書を作成する。</p>
19	介護支援専門員の養成に関する調査研究事業	<p>昨今の介護支援専門員実務研修受講試験の受験者数の傾向や介護支援専門員の従事者数の状況、また、都市部・地方の事業所の体制や、勤務の実態や傾向、働き方の意向等の実態把握等を踏まえ、各地域における介護支援専門員の特徴等を分析し、今後の介護支援専門員の養成について検証を行い、報告書を作成する。</p>
20	居宅介護支援及び介護予防支援における令和3年度介護報酬改定の影響に関する調査研究事業	<p>逓減制の見直しなど令和3年度介護報酬改定が居宅介護支援や介護予防支援、介護支援専門員の業務にどのような影響を与えたかを調査するとともに、次期介護報酬改定に向けて、利用者本位に基づき、公正中立に機能し、サービスの質を担保するための効果的・効率的な事業運営の在り方の検討に資する基礎資料を得るための調査や管理者要件に係る実態把握等を行い、報告書を作成する。</p>
21	居宅介護支援及び介護予防支援における令和3年度介護報酬改定の影響に関する業務実態の調査研究事業	<p>令和3年度介護報酬改定が居宅介護支援や介護予防支援、介護支援専門員の業務にどのような影響を与えたか、次期介護報酬改定に向けて、タイムスタディ調査を行い、日頃の居宅介護事業所等の業務内容を詳細に把握し、介護支援専門員や居宅介護支援事業所等の運営について検討するために実施し、報告書を作成する。</p>
22	地域ケア会議等におけるケアプラン検証の在り方に関する調査研究事業	<p>令和3年度介護報酬改定を踏まえ、市町村の地域ケア会議等におけるケアプランの検証の実態を把握し、検証状況等の分析を行うとともに、市町村によるケアプランの検証や是正の実効性を高めるための方策を検討する。また、区分支給限度基準額の利用割合が高く、訪問介護の利用回数が多いケアプランについて、その利用状況及び背景並びに利用者の状態像に応じた利用回数及びケアプランの内容等、利用サービスの在り方に関して調査するとともに、課題の整理を行い、報告書を作成する。</p>

番号	テーマ名	事業概要
23	ホワイトボックス型AIを活用したケアプランの社会実装に係る調査研究事業	<p>AIケアプランの作成支援の社会実装を目的に、「適切なケアマネジメント手法」を学んだケアマネジャーが作成したケアプラン等のデータを検証しつつ、必要に応じてさらに事業所等からのデータを収集し、AIケアプランの作成支援に資する実証評価を行い、報告書を作成する。(令和2年度から3年間の実施を想定)</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホワイトボックス型のAIエンジンの開発・改良を行うことができること</li> <li>・調査研究実施に際してデータを保有する法人、介護保険事業者に協力を得ることができること</li> <li>・平成28年度から老健事業で行っている「適切なケアマネジメント手法の策定に向けた調査研究」の項目をAIエンジン開発に活用すること</li> </ul>
24	AIを活用した効果的・効率的なケアプラン点検の方策に関する調査研究事業	<p>AIを活用したケアプラン点検の支援の実装化に向けて、令和2年度からの同事業を踏まえ、保険者が点検を実施する際の項目について、これまで得られたデータ等を活用し、点検項目とケアプランの質に影響を与える要因の追加分析やブラッシュアップを行う。また、ケアプランが利用者の自立支援に資するものとして、保険者が点検を行うにあたっての支援を行う観点から、令和2年度事業の全国実態調査等を踏まえ、「ケアプラン点検支援マニュアル」の見直しの議論を行い、報告書を作成する。(令和2年度から3年間の実施を想定)</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・AIエンジンの開発・改良を行う事が出来ること</li> <li>・保険者が保有するケアプラン点検結果を1,000件以上利用可能なこと</li> <li>・実施に際して、保険者の協力を得ることができること</li> </ul>
<b>○地域共生社会</b>		
25	地域共生社会の実現を見据えた地域包括ケアの全国普及に関する事業	<p>高齢者を含む誰もが、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を引き続き推進するとともに、今後の人口減少社会を見据えながら、地域共生社会の実現を目指した展開が求められる。地域包括ケアや地域共生を先行して進めている自治体の取組事例、地域包括ケアの深化・推進に向けた課題等について、関係者が交流して意見交換ができるよう全国的なシンポジウムを開催するものである。</p>
26	中山間地域等における自治体と地域密着型産業との協働による地域包括ケアの構築に向けた調査研究事業	<p>全国に先行して人口減少・高齢化と産業の脆弱化が進む中山間地域がその多くを占める中国地方において、理美容業や公衆浴場業などの地域密着型の民間業種との連携を図りながら地域包括ケアシステムの構築を進めることは、高齢者の地域での生活支援と地域振興・活性化の双方の視点からの相乗効果が期待されるが、現状においては一部でそうした実践がなされているにとどまり、その展開を図る必要がある。</p> <p>このため、有識者・実践者等による検討委員会を設置の上で、次の1から3までの事業を実施し、自治体と民間業種との連携・実践手法やその効果について分析し、提言を報告書として取りまとめ、地域の関係者を対象とした報告会を実施し、その展開を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) アンケート・ヒアリング調査による民間事業者の地域包括ケア推進に資する優良取組事例や民間事業者と地方自治体との連携事例の収集</li> <li>2) 民間の業界団体と地方自治体へのインタビュー調査による連携における課題の把握</li> <li>3) 地域の高齢者へのインタビュー調査等による民間事業者と地方自治体との連携がもたらす効果の把握</li> </ol> <p>【特記条件】 中国四国厚生局の管内において事業を行う計画となっていること。</p>
<b>○介護サービス共通</b>		
27	介護施設等の職員に必要な防災・減災対策の知識に関する調査研究事業	<p>介護施設等における防災・減災対策を進めるため、介護施設等の職員に防災・減災対策に関する基礎知識を習得していただくことも重要である。そのため、介護施設等の職員にとって必要な防災・減災対策の情報について整理した上で、介護施設等の職員向けの防災・減災対策に関する情報をまとめた手引き(リーフレットなど)の作成を行う。</p>

番号	テーマ名	事業概要
28	介護事業経営実態調査等の有効回答率の向上等に関する調査研究事業	<p>介護事業経営実態(概況)調査については、介護報酬改定にかかる基礎的な資料となる重要な調査であるが、有効回答率の向上が喫緊の課題となっている。</p> <p>また、令和3年度介護報酬改定に関する審議報告における今後の課題として、介護事業経営実態調査等の有効回答率の向上を図っていくことが求められている。</p> <p>このため、有識者による検討会や介護サービス施設・事業所からの意見聴取等を通じて介護事業経営実態調査等の記入者負担軽減を始めとした有効回答率の向上のための方策について検討を行い、報告書を作成する。</p> <p>加えて、調査精度について検証を行い、上記と合わせて報告書を作成する。</p> <p><b>【本事業の特記条件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度に介護事業経営実態調査の実施を予定していること等から、本事業については、令和4年9月頃までに一定の方向性について厚生労働省に概況を報告できる計画となっていること。</li> <li>・施設・事業所へのヒアリング等については、特定のサービスに偏ることなく把握すること。</li> <li>・会計制度や介護事業所の経営に知見を有する者の助言を得ながら実施すること。</li> </ul>
29	高齢者の介護の現状に関する調査事業	<p>近年、ICTや介護ロボットの活用に伴い、介護をめぐる状況は変化している。本事業では、令和3年度老人保健健康増進等事業の調査結果を踏まえ、どのような状態の高齢者に対して、どのようなケアが、どれくらいの時間にわたって提供されているのかを、過去の調査結果や要介護認定データ等を用いて整理・分析し、報告書を取りまとめることとする。</p> <p><b>【本事業の特記条件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護に関して多くの知見を有する組織であって、これまで、医療・介護に係るケアの実態調査等に係る経験・知見等を有する者による事業の実施が望ましい。</li> </ul>
30	要介護認定事務の効率化に向けたICTの活用に関する調査研究事業	<p>要介護認定者数の増加に伴い、自治体における要介護認定に係る事務負担が年々増大しており、事務負担の軽減に向けた取組を進める必要がある。本事業は、要介護認定事務において、ICTを用いることにより効率化が期待される事務(※)を選定し、複数の自治体で実証を行い、所要時間の変化等の効果を検証するとともに、他の自治体での実現可能性と課題、導入のための手順を整理した上で、有識者が参加する検討会において検討を行い、報告書に取りまとめることとする。</p> <p>※ 要介護認定申請から受付までの事務、主治医意見書の授受に係る事務、介護認定審査会の準備やオンラインでの開催に係る事務等を想定。</p> <p><b>【本事業の特記条件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護に関して多くの知見を有する組織であって、これまで、医療・介護に係るケアの実態調査等に係る経験・知見等を有する者による事業の実施が望ましい。</li> </ul>
<b>○在宅サービス</b>		
(医療系サービス)		
31	生活期リハビリテーションにおける適切な評価の在り方に関する調査研究事業	<p>令和3年度介護報酬改定の審議報告における「今後の課題」として、生活期リハビリテーションにおけるアウトカムの評価方法、また通所リハビリテーションにおける、ストラクチャー、プロセス、アウトカム評価を組み合わせた総合的な評価方法について検討していくべきとされている。</p> <p>本テーマでは、令和6年度介護報酬改定に向けて、リハビリテーションサービスのアウトカムを含めた適切な評価の在り方について、通所リハビリテーション及び訪問リハビリテーションにおける令和3年度介護報酬改定による見直しの影響や、入院医療機関と訪問リハビリテーション・通所リハビリテーションとの連携等を含め、実態調査を実施する。</p> <p>さらに、生活期リハビリテーションにおけるアウトカムを含めた評価方法、通所リハビリテーションにおける、ストラクチャー、プロセス、アウトカム評価を組み合わせた総合的な評価方法について検討会を実施し、具体的な提言を報告書として取りまとめる。</p> <p><b>【本事業の特記条件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業を遂行するにあたり生活期リハビリテーションに係る各関係団体の代表者を調査設計・検討会等に参画させること。</li> <li>・調査対象事業所の選定は、必要に応じ厚生労働省より提供されるデータに基づく。</li> </ul>

番号	テーマ名	事業概要
32	訪問看護等の評価指標の標準化に関する調査研究事業	<p>看護が専門性を発揮し、住み慣れた地域での要介護高齢者の安心した暮らしを支え続けるために、訪問看護事業所等が、PDCAサイクルを回しながらケアの質の向上、体制整備に取り組んでいくことは重要である。</p> <p>そのために必要な評価指標を目指して、令和3年度は、現存する評価指標を系統的に整理するとともに、LIFEの活用状況や課題等について調査を行ったところである。</p> <p>これらの成果を踏まえ、本事業においては、LIFEにおける訪問看護独自の評価指標の必要性を含む評価指標の標準化、効果的、効率的な評価方法などについて検討を行い、将来的なLIFEの活用の可能性について検討を行う。</p> <p>また合わせて、訪問看護事業所等PDCAサイクルの推進に向けた手引きの作成を行う。</p> <p><b>【本事業の特記条件】</b> ・検討にあたっては、関係者や有識者等からなる検討委員会を設置すること。</p>
33	看護小規模多機能型居宅介護の普及等に関する調査分析事業	<p>令和3年度介護報酬改定の審議報告における「今後の課題」として、看護小規模多機能型居宅介護の更なる普及を図るための方策について、引き続き検討するとともに、これらのサービスについて、事業者の経営実態や利用者の状況も踏まえ、その機能・役割を改めて検証した上で、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、在宅生活の限界点を高めるために必要な対応を総合的に検討していくべきとされている。</p> <p>看護小規模多機能型居宅介護は、医療ニーズが高く、中重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、24時間365日の在宅生活を支援する介護サービスの1つであり、事業所数は、近年増加傾向にはあるものの625事業所(令和2年4月末時点)となっており、サービス提供体制の一層の強化が求められる。</p> <p>そこで、本事業では、看護小規模の普及を図るための方策について検討するために人材確保・事業運営における課題等についてアンケート・ヒアリング調査を行い、その機能・役割を検証するために事業所の利用者の状況やサービス提供の状況、令和3年度介護報酬改定で評価された自立支援・重度化防止の取り組み状況等についてアンケート・ヒアリング調査を実施する。</p> <p><b>【本事業の特記条件】</b> ・検討にあたっては、関係者や有識者等からなる検討委員会を設置すること。</p>
34	新興・再興感染症や災害発生時における介護保険サービス提供継続に関する調査研究事業	<p>今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により介護サービス従事者も感染し、事業所自体が休業を強いられ、他の事業所にサービス提供を依頼する状況などが発生した。このように新興・再興感染症や災害発生時においては、自事業所の業務継続計画に基づく対応だけでなく、地域の他の事業所との連携・協力は欠かすことができない。</p> <p>特に、訪問看護の場合には、疾患に対する処置や薬剤の管理などの情報の取扱いや、医師の指示書の交付の方法などの取扱いを含む事前の連携・協力体制、取り決め事項の整備が必要である。</p> <p>そこで、本事業では、訪問看護事業所を中心に新興・再興感染症や災害発生時における地域の介護保険サービス事業所間の連携・協力体制の整備状況等について事例を収集し、自治体等が地域における介護サービス提供が継続されるための介護サービス事業所間の連携・協力体制整備ができるよう研修会を開催するとともに、地域における連携体制整備のための手引き書を作成する。</p> <p><b>【本事業の特記条件】</b> ・手引き書の作成にあたっては、関係者や有識者等からなる検討委員会を設置すること。</p>
35	新型コロナウイルス感染症流行下の訪問看護提供に関する調査研究事業	<p>今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止、業務継続の観点から訪問看護については、介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準等の臨時的な取扱いが行われているところであるが、今回の取扱いによる影響や課題等を整理し、将来の新興・再興感染症の流行や災害発生等に備えることが必要である。</p> <p>そこで、本事業では、訪問看護における今回の介護報酬等の臨時的な取扱いの実態を調査し、利用者やサービス提供に関する影響や課題に対する対応策について検討する。また、併せて、通常業務における業務効率化等について検討・提案を行う。</p> <p><b>【本事業の特記条件】</b> ・検討にあたっては、関係者や有識者等からなる検討委員会を設置すること。</p>

番号	テーマ名	事業概要
36	管理栄養士による居宅療養管理指導に関する調査研究事業	<p>管理栄養士による居宅療養管理指導について、居宅において栄養改善が必要な要介護高齢者が一定数いる中で、算定回数が極めて少ない現状を踏まえ、令和3年度介護報酬改定において、診療報酬の例も参考に、当該事業所以外(他の医療機関、介護保険施設、日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し運営する「栄養ケア・ステーション」)の管理栄養士が実施する場合も算定可能とする見直しが行われた。</p> <p>本事業では、管理栄養士が行う居宅療養管理指導について、本改定を踏まえた展開状況や外部との連携状況、課題等を把握するとともに、現在、外部の連携先として含まれていない薬局をはじめとする管理栄養士が所属する地域資源について、医師との連携状況や居宅療養管理指導の実施可能性等について検討することを目的とする。</p> <p>具体的には、関係団体や学会、有識者等で構成される検討会を開催し、調査項目等について議論を行った上で、管理栄養士が行う居宅療養管理指導の算定事業所及び外部の連携先、非算定事業所、現在外部の連携先には含まれない管理栄養士が所属する地域資源等を対象にアンケート調査及びヒアリング調査を実施し、報告書にまとめること。</p>
(介護系サービス)		
37	福祉用具貸与等におけるサービスの見える化及びサービス向上に資するPDCA推進に関する研究事業	<p>福祉用具貸与については、平成24年に福祉用具貸与計画書の作成、平成30年に複数商品の提示・介護支援専門員への福祉用具貸与計画書の交付の義務付け等、福祉用具専門相談員のサービスの質の向上に努めているところ。</p> <p>また、令和2～3年度の調査研究事業において、福祉用具貸与計画書等に記載された情報を整理し、これらを作成する際の評価の視点や記載の基準や書式の標準化に向け、福祉用具貸与計画書等の改訂案を作成したところ。</p> <p>本事業においては、様式の改訂案を試用した貸与事例のデータを蓄積するとともに、そのサービス内容を分析する。これらのデータを基に利用者の状態に応じて福祉用具を選定する際の根拠を明確にする。更に、評価の視点やサービス内容を可視化することによって、福祉用具専門相談員のサービス及び他職種との連携等の標準化、また福祉用具貸与事業所におけるサービス向上に対するPDCAを推進することを目的とする。</p> <p><b>【本事業の特記条件】</b>  本事業では、様式の改訂案を試用し、その修正点を見いだすことではなく、実際の貸与事例においてPDCAの実践過程(サービス支援経過の記録等を含む)を明確にし、福祉用具専門相談員の役割やサービス等の標準化に繋げること。</p>
38	介護保険の福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修の適正化に関する調査研究事業	<p>令和3年度介護報酬改定に関する審議報告において、「介護保険制度における福祉用具の貸与・販売種目について、利用実態を把握しながら、現行制度の貸与原則の在り方や福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全性の確保、保険給付の適正化等の観点から、どのような対応が考えられるのか、今後検討していくべき」と指摘されたところ。</p> <p>特定福祉用具販売や住宅改修に関する給付は、各保険者が個別に対応しているため、給付における実態や課題等は十分に把握できていない。</p> <p>このため、現行の制度における特定福祉用具販売や住宅改修の課題を整理するとともに、保険給付の適正化の観点からの対応策について検討を行う。</p> <p>(利用実態の把握等の内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 自治体における特定福祉用具販売、住宅改修の給付事務の実態</li> <li>② 自治体による福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修等の給付の適性化のための具体的内容</li> <li>③ 福祉用具貸与を販売種目へ移行する場合の自治体への影響(事務作業負担、実現可能性等)</li> <li>④ 特定福祉用具販売事業者及び住宅改修事業者における、利用者に対するサービス提供後の支援に係る現状 等</li> </ol> <p><b>【本事業の特記条件】</b>  厚生労働省が開催している「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会」で本事業の調査結果(速報値を含む)を用いる可能性があることから、本事業で実施する内容については、当該検討会における議論も踏まえて検討すること。</p>

番号	テーマ名	事業概要
39	介護保険における福祉用具の利用安全及びサービスの質の向上に資する事業所の体制を強化するための調査研究事業	<p>令和3年度介護報酬改定に関する審議報告において、福祉用具の事故等に関して、再発防止の観点から、どのような内容の情報が収集されているのか実態把握を行うとともに、事故が起きる原因等の分析や情報提供の方法等について、介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化の取組を踏まえながら、更なる効果的な取組を今後検討していくべきと指摘された。</p> <p>令和3年度は、自治体や事業所等が把握している事故やヒヤリ・ハットの実態把握を行い、その原因や事故防止に資する必要な情報、課題等の整理を行い、報告様式(案)を作成している。</p> <p>本事業においては、当該様式(案)を実際に活用して福祉用具に関する事故やヒヤリ・ハット情報を収集し、事故防止に資する情報の分析を行い、安全性やサービスの向上に向けた取組としてケアマネジャーを含むサービス事業所等が共有して活用できる手引きや資料及び福祉用具専門相談員の知識や技術等、関係者との連携方法等についてまとめる。</p> <p><b>【本事業の特記条件】</b> 平成29年以降の消費者安全調査委員会の福祉用具に関する公開ヒアリング等の状況を踏まえた取組についての検討を含むこと。 また、厚生労働省が開催している「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会」で本事業の調査結果(速報値を含む)を用いる可能性があることから、本事業で実施する内容については、当該検討会における議論も踏まえて検討すること。</p>
40	介護保険制度における福祉用具の範囲及び種目拡充等に関する提案・評価検討のあり方についての調査研究事業	<p>介護保険における福祉用具の新たな種目・種類の取り入れや拡充等については、専門的な知見に基づいた検討を行う必要があり、「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」を開催し、「介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方」に基づいて、開発企業等による新たな種目追加等の提案の妥当性を検討・判断している。</p> <p>開発企業等の提案に当たり、特にエビデンスに基づくデータの提出については重要な資料となる。提案される福祉用具の使用場面や目的によって、示すべきデータ等は異なるため、それがデータの提出を難しくさせている側面もある。</p> <p>そのため、介護保険の福祉用具として追加するための評価・検討に係る有効性・安全性・保険適用の合理性の3つの視点」を踏まえた提案に係る要点等の整理を目指して、当該調査研究において、過去に提案内容等を分析し、当該提案に係るエビデンスの内容や取得手法、エビデンス取得に当たっての課題整理を通じて、新たな提案の際に、提案者が活用できる、押さえておくべきポイント等を取りまとめた手引き等の作成を行う。</p> <p><b>【本事業の特記条件】</b> 令和2年度「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」において、「介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方」に基づいて検討された「種目の評価・検討方法」及び整理された「評価検討の視点」を踏まえた調査研究を実施すること。</p>
41	地域の特性に応じた訪問介護サービスの提供体制のあり方に関する調査研究事業	<p>○ 地域包括ケアシステムを推進する上で、訪問介護は在宅要介護者の生活を支える重要なサービスであるが、現状、他サービスと比較して事業規模が小さいことから、事業所の収入が少なく、訪問介護員の人材不足、高齢化が深刻な問題となっている。</p> <p>○ そこで、本事業においては、次期制度改正も見据え、人材確保・サービスの確保に資する訪問介護事業の経営の大規模化等を含む訪問介護サービスの提供体制の在り方の検討に資するよう、主に次の点について調査等を行った上で、有識者や事業者団体等により組織する委員会において分析を行い、報告書として取りまとめる。(事業所調査:訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、居宅介護支援、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問介護員の専門性や役割に関する認識</li> <li>・ 他サービスとの一体的な提供、地域の事業者間の連携によるサービス提供に関するニーズや実態の把握及び報酬体系の在り方等の認識</li> <li>・ 小規模事業所における今後の事業展開(ヒアリング調査)(自治体調査)</li> <li>・ 基準該当サービス等に関する条例の整備状況、方針の把握</li> </ul> <p><b>【本事業の特記条件】</b> 調査結果は令和4年9月までに速報値を取りまとめることとする。</p>

番号	テーマ名	事業概要
42	訪問介護の令和3年度介護報酬改定の施行後の状況等に関する調査研究事業	<p>○ 訪問介護について、令和3年度介護報酬改定では、特定事業所加算の新たな区分の創設、看取り期の利用者にサービス提供する場合に2時間ルールを弾力化すること、認知症専門ケア加算の創設、通院等乗降介助は一定の要件の下、目的地間の移送も可能とすること、生活機能向上連携加算のカンファレンスの要件等の見直しを行ったところ。</p> <p>○ そこで、改定事項に係る各事業所の取組を促進し、また、看取り期の利用者へのサービス提供の在り方を検討するため、次の調査等を行い、有識者や事業者団体等により組織する委員会において分析等を行い、報告書として取りまとめる。</p> <p>① 令和3年度介護報酬改定の施行後の検証(事業所調査、ヒアリング調査)</p> <p>② 看取り期の利用者に対するサービス提供の実態把握(事業所調査、ヒアリング調査)</p>
43	看取り期等における訪問入浴介護のサービス提供の在り方に関する調査研究事業	<p>○ 訪問入浴介護は近年、事業所数と利用者数が減少傾向にある一方で、利用者は要介護3以上が約9割であり、通所が困難となった利用者の身体の清潔保持と心身機能の維持等を図るサービスとして、中重度者の在宅での生活を支えている。</p> <p>○ 令和3年度介護報酬改定では、看取り期等で多機能系サービス事業所への通いが困難となった利用者に入浴の機会を確保する観点から、併算定できない訪問入浴介護のサービスを、多機能系サービス事業者の負担の下での提供が可能であることを明確化したところ。</p> <p>○ そこで、特に看取り期の利用者に対して訪問入浴介護が果たす役割とサービス提供の在り方、他職種や他サービスとの連携の方策等を検討した上で、次の調査等を行い、サービス提供に当たっての課題やその解決策について、有識者や事業者団体等により組織する委員会において分析等を行い、報告書として取りまとめる。</p> <p>① 看取り期の利用者に対するサービス提供の実態把握(多職種との連携状況などを含む。)(事業所調査、ヒアリング調査)</p> <p>② (看護)小規模多機能型居宅介護の利用者に対するサービス提供にあたっての課題等の把握(事業所調査、ヒアリング調査)</p>
44	認知症高齢者グループホームの令和3年度介護報酬改定の施行後の状況に関する調査研究事業	<p>○ 認知症対応型共同生活介護については、令和3年度介護報酬改定において、夜勤職員体制の見直し、看取りへの対応の充実、医療ニーズへの対応強化、緊急時の宿泊ニーズへの対応の充実、ユニット数の弾力化・サテライト型事業所の創設、外部評価に係る運営推進会議の活用、計画作成担当者の配置基準の緩和など様々な見直しを行ったところである。</p> <p>○ 本事業においては、改定後の対応状況を把握し、改定事項に係る各事業所の取組を促進するため、主に次の内容について調査等を行い、報告書として取りまとめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所における改定後の対応状況の把握・検証(事業所調査)</li> <li>・ 夜勤職員体制の見直し(3ユニット2人夜勤)を行っている事業所や運営推進会議を活用した外部評価を行った事業所への実態確認(ヒアリング調査)</li> <li>・ 夜勤体制の見直しに係るモデル実証及びマニュアルの策定</li> <li>・ 市町村におけるサテライト型事業所の整備に関する方針等の把握・検証(市町村調査)</li> </ul>
45	定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び(看護)小規模多機能型居宅介護の普及等に関する調査研究事業	<p>○ 中重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、24時間365日の在宅生活を支援する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、(看護)小規模多機能型居宅介護の更なる普及を図るための方策の検討や機能・役割の検証、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と夜間対応型訪問介護の機能整理等を行うため、主に次の点について調査等を行った上で、有識者や事業者団体等により組織する委員会において分析等を行い、報告書として取りまとめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各事業所におけるサービスの普及を図るための方策、普及に当たっての制度的な課題と解決策の検討、優良事例の収集(事業所調査、ヒアリング調査)</li> <li>・ 市町村におけるこれらのサービス事業所の整備方針、課題等の把握(自治体調査)</li> <li>・ サービスの利用者の状況や具体的なサービス提供の内容等の把握(事業所調査)</li> <li>・ これらのサービスに求められる機能、役割等の把握(事業所・自治体調査)</li> </ul>

番号	テーマ名	事業概要
46	訪問介護事業の継続に向けた担い手の育成・確保等に関する調査研究事業	<p>○ 訪問介護は、他のサービスと比較して事業所の収入が少なく倒産件数も多い現状。また、訪問介護員の人材不足は顕著であり、4割弱が60歳以上と高齢化も深刻である。</p> <p>○ そのような中で、サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成や訪問介護の利用の申込みに係る調整等の重要な業務を担っているところ、人手不足の中で、利用者へのサービス提供に時間が割かれることにより、本来業務に支障が生じているとの意見がある。</p> <p>○ 本事業では、主に次の調査を行い、事業継続や訪問介護員等の負担軽減、サービスの生産性向上に資する介護ロボットやICT機器の活用の方策及びサービス提供責任者の業務のあり方等について、有識者や事業者団体等により組織する委員会において分析等を行い、報告書として取りまとめる。</p> <p>① 事業継続のために実施している取組の事例収集(法人本部に対するヒアリング調査、事業所調査)</p> <p>② 訪問介護事業所における介護ロボットやICT機器の活用状況の実態把握及び優良事例の収集(事業所調査及びヒアリング調査)</p> <p>③ サービス提供責任者の業務実態や課題等の把握(事業所調査及びヒアリング調査)</p>
47	通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護における効果的な機能訓練のあり方に関する調査研究事業	<p>通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護では、令和3年度報酬改定において、利用者の自立支援・重度化防止等に資する機能訓練の提供に資するよう、個別機能訓練加算、生活機能向上連携加算の見直しを行った。本事業では、通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護事業所での同加算の目的に即した取組を促進するため、以下について実施する。(※認知症対応型通所介護については、生活機能向上連携加算に係るものを実施することとする。)</p> <p>① 改定後の個別機能訓練加算・生活機能向上連携加算の算定状況、算定にあたっての課題、利用者への影響等を把握するため、通所介護等事業所やその利用者・家族に対するアンケートを行う。</p> <p>② 個別機能訓練加算について、加算の目的(利用者の心身の状況や生活課題に応じて、身体機能向上・生活機能向上を目的とする機能訓練を柔軟に実施)に即した取組を促進すべく、目的を踏まえた個別機能訓練を実施している事業所に対し、個別機能訓練計画書の内容(個別機能訓練目標や項目の設定方法等)、実際の事例に即した個別機能訓練による効果等に係るヒアリングを行う。</p> <p>③ 生活機能向上連携加算について、加算の目的(外部のリハビリテーション事業所からの助言により利用者の心身の状況や生活課題に応じた機能訓練を実施)に即した取組を促進すべく、加算を取得している事業所に対し、外部のリハビリテーション事業所との連携方法や実際の事例に即した連携による効果等に係るヒアリングを行う。</p> <p>④ 上記調査を踏まえ、両加算算定の目的、効果的な機能訓練の方法、実際の事例に即した機能訓練の効果等を記載したマニュアルを作成する。</p> <p>⑤ ①～④による成果を報告書にまとめ、通所介護等事業所に周知する。</p>
48	短期入所生活介護における効果的なサービス提供のあり方に関する調査研究事業	<p>短期入所生活介護については、令和3年度介護報酬改定において、看護職員の配置基準の見直しを行った。また、短期入所生活介護を長期にわたって提供する、いわゆる「ロングショート」を行っている事業所もあること等をふまえ、短期入所生活介護が果たすべき役割について今一度整理を行う必要があると考えられることから、以下について実施する。</p> <p>① 看護職員の配置基準の見直しに関し、見直しに伴う看護職員の確保状況、確保にあたっての課題、サービス提供に与える影響、職員の働き方や労働環境等を把握するため、短期入所生活介護事業所に対するアンケート調査を実施する。</p> <p>② いわゆる「ロングショート」の実態を把握するため、短期入所生活介護の提供状況・利用理由等について、短期入所生活介護事業所に対するアンケート調査を実施する。また、短期入所生活介護を長期にわたり利用することが必要と判断した理由等について、介護支援専門員に対するアンケート調査を実施する。</p> <p>③ 短期入所生活介護が果たすべき役割を整理する観点から、類似する機能をもつサービス(小規模多機能型居宅介護、短期入所療養介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設等)との比較や、都道府県・指定都市・中核市における整備方針の把握を行うため、都道府県等に対するアンケート調査を実施する。</p> <p>④ ②③をふまえ、短期入所生活介護の効果的なサービス提供のあり方を検討する。</p> <p>⑤ ①②③④による成果を報告書にまとめ、都道府県・市町村に周知する。</p> <p>※ ①②については、必要に応じて、アンケート調査に加えてヒアリング調査も実施する。</p>

番号	テーマ名	事業概要
49	今後の共生型サービスの整備方針に関する調査研究事業	<p>共生型サービスは、福祉ニーズの多様化・複雑化への対応、地域の実情に応じた介護保険サービス・障害福祉サービスの整備・人材確保、いわゆる65歳問題への対応といった様々な課題を解決することを目的として、平成30年度に介護保険サービス・障害福祉サービスの一類型として位置付けられたが、今後の更なる普及を促進するため、以下を実施する。</p> <p>① 主に共生型サービスの整備が進んでいない都道府県・市町村に対し、整備が進まない理由や今後の整備についての考え方等を把握するため、ヒアリング調査を実施する。また、共生型サービスの整備に積極的に取り組んでいる都道府県・市町村に対しても、整備に取り組むにあたっての地域ニーズの把握方法や共生型サービスに関心がある事業所へのアプローチ方法、サービス開始後の事業所支援策等を把握するため、ヒアリング調査を実施する。</p> <p>② 共生型サービスの整備に対する事業者の考え方、共生型サービスに対する利用者・家族のニーズを把握するため、関係団体へのヒアリング調査を実施する。</p> <p>③ ①②の結果や、令和元年度・2年度に実施した共生型サービスに関する老人保健健康増進事業、障害者総合福祉推進事業等により明らかとなった、整備にあたっての課題及び解決策等をふまえ、国・自治体・事業所等が実施すべきことを整理し、ロードマップを作成する。</p> <p>④ ①②③による成果を報告書にまとめ、都道府県・市町村、関係団体等に周知する。</p>
50	通所系サービスにおける自立支援に向けた入浴介助の実態把握及び普及啓発に関する調査研究事業	<p>通所系サービスについては、令和3年度介護報酬改定において入浴介助加算に新区分を設けたところ。しかし、新区分の算定率等を鑑みると、新区分創設の目的であった「利用者が自宅において、自身又は介助者の介助によって入浴を行うことができるようになること」に向けて必要な取組を行うことができている事業所はまだ少ないものと想定される。このため、利用者の入浴に係る自立をより促進する観点から、以下を実施する。</p> <p>① 新区分を算定していない通所系サービス事業所に対し、入浴に係る自立のために必要な取組を実施するにあたっての課題やその解決のために必要と想定されること等についてヒアリングを行う。</p> <p>② 新区分を算定している通所系サービス事業所に対し、入浴に係る自立のために実施した介助、介助にあたり課題となったことの解決策、自立が達成された事例の詳細等についてヒアリングを行う。</p> <p>③ 令和3年度老人保健健康増進等事業（通所系サービスにおける入浴介助のあり方に関する調査研究事業）で作成した入浴介助マニュアルを活用したモデル研修会を実施する。</p> <p>④ ③を踏まえて、必要に応じ入浴介助マニュアルの見直しを行うほか、通所系サービス事業者団体等が入浴介助に関する研修会を実施する際に必要となる情報をまとめた手引きを作成する。</p> <p>⑤ ①②③④による成果を報告書にまとめ、通所系サービス事業所等に周知する。</p>
51	ICT等を活用した在宅高齢者の栄養・食生活支援に関する調査研究事業	<p>高齢者の自立支援・重度化防止のためには、低栄養の予防・改善は重要な要素の一つであるが、在宅サービスを利用している要介護高齢者の約4割、地域で自立した生活を送る高齢者の約2割が低栄養傾向との報告がある。低栄養予防・改善のためには、日々の食生活の影響が大きいことから、栄養専門職による直接的な支援に加え、本人や家族、介護職等による食生活の把握や改善も重要となる。</p> <p>本事業では、有識者による検討会を開催した上で、主に①通所サービスや居宅サービスを利用する要介護高齢者、②地域で自立した生活を送る高齢者を対象とし、ICT等を活用した簡易なツールを用い、本人や家族、介護職等による食生活の把握や改善を図るとともに、特に栄養改善が必要な者を早期に発見して栄養専門職につなげるモデル事業を複数の地域で実施する。</p> <p>モデル事業を実施する中で、効果検証を行うとともに、課題や今後の展望を整理し、報告書にまとめること。</p> <p><b>【本事業の特記条件】</b>  ・本事業における検討会には、栄養に関する有識者に加えて、介護事業所関係の団体や自治体からも委員として参画すること。</p>

番号	テーマ名	事業概要
52	通所事業所等における口腔・栄養関連サービスに関する調査研究事業	<p>令和3年度介護報酬改定において、通所事業所等で早期に口腔・栄養関連サービスが必要な者を把握するため、口腔・栄養スクリーニング加算及び栄養アセスメント加算が新設され、口腔機能向上や栄養改善の取組の充実が図られる見直しが行われた。こうした取組の普及や定着のためには、課題の把握や更なる推進方策の検討が必要である。</p> <p>本事業では、口腔・栄養に関する有識者による検討会を開催した上で、令和3年度介護報酬改定を踏まえた通所事業所等における口腔・栄養関連サービスの実態を把握し、課題分析や今後の展開方策について検討を行い、報告書にまとめること。さらに、効果的に口腔・栄養関連サービスを提供する取組事例を収集し、事例集を作成する。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業における検討会には、口腔・栄養それぞれの関係団体・学会の有識者が委員として参画すること。</li> </ul>
<b>○施設サービス</b>		
(介護施設共通)		
53	介護老人保健施設の目的・特性を踏まえた施設の在り方に関する調査研究事業	<p>介護老人保健施設は、在宅復帰・在宅療養支援機能を担う施設とされており、令和3年度の介護報酬改定においてもその機能の強化が図られたところである。また、審議報告においては、在宅復帰・在宅療養支援機能の促進に向けて更なる検討が求められている。</p> <p>近年、医療の側においても、地域包括ケア病棟入院料など、在宅復帰機能を強化した報酬体系が設定され、急性期病床からの退院先の一つとなっている。</p> <p>その中で、介護老人保健施設は、介護施設としての特性を生かした在宅復帰支援が可能であるという強みがある。</p> <p>本事業では、介護老人保健施設や地ケア病棟等に対する調査等を通じ、急性期病床等からの退院後に介護老人保健施設に入所することにより、より適切なケアが受けられる利用者像等について検討を行い、介護老人保健施設のさらなる機能強化のための検討に資する基礎資料を作成する。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国の介護老人保健施設に対するアンケート調査等の実施が可能なこと。</li> <li>・調査にあたり、厚生労働省及び関係団体と連携をとること。</li> <li>・事業内容の検討にあたり、有識者による検討会を設置すること。</li> </ul>
54	介護老人保健施設における薬剤調整にかかる調査研究事業	<p>介護老人保健施設における「かかりつけ医連携薬剤調整加算」では、入所後の減薬について評価が行われており、令和3年度の介護報酬改定においても要件の見直しが行われたところであり、次期報酬改定に向けては更なる検討を行う必要がある。</p> <p>当該加算においては、1種類以上の減薬が評価されているが、介護老人保健施設への入所は、これまでの処方内容を大きく見直す一つの契機であり、症例に応じて、より抜本的な薬剤調整を行うことも想定される。</p> <p>本事業では、介護老人保健施設に対する調査や文献調査等を実施した上で、介護老人保健施設における薬剤調整の在り方について提案を行う。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国の介護老人保健施設に対するアンケート調査等の実施が可能なこと。</li> <li>・調査にあたり、厚生労働省及び関係団体と連携をとること。</li> <li>・検討にあたっては、高齢者に対する投薬治療に知見を有する者を参画させた上で、有識者による検討会を設置すること。</li> </ul>

番号	テーマ名	事業概要
55	介護保険施設における歯科専門職による口腔管理に関する調査研究事業	<p>適切な口腔管理を行うことにより肺炎及び低栄養等を予防できることから、令和3年度介護報酬改定において、歯科専門職が介護職員等に対して口腔清掃等について指導を行うとともに、施設単位での口腔清掃等に対する目標を設定することとなった。</p> <p>本事業では、令和3年度介護報酬改定を踏まえ、下記を含めた口腔衛生管理体制の実態及び効果を把握・分析したうえで、効果的な介入内容・方法について検討を行い、報告書にまとめること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各入所者への歯科専門職による口腔管理の内容・方法</li> <li>・各入所者の健康状態及び口腔衛生管理加算の算定状況</li> <li>・施設職員に対する歯科専門職の指導内容</li> <li>・施設職員による口腔清掃等の実施状況</li> <li>・各入所者の要介護度、肺炎発症状況、食形態の変化等</li> </ul> <p>併せて、口腔衛生管理体制の確保について先駆的な取組の収集を行い、事例集を作成すること。</p> <p>また、コロナ禍における口腔関連サービスの実施状況の変化、ICTの活用等について調査を行うこと。</p> <p><b>【本事業の特記条件】</b> 本事業における検討会には、施設管理者及び口腔に関する有識者が委員として参画すること。</p>
56	リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組に関する調査研究事業	<p>リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組は一体的に運用されることで、効果的な自立支援・重度化防止につながる事が期待されており、医師、歯科医師、リハビリテーション職種、管理栄養士等の多職種が協働して総合的に実施されることが望ましい。</p> <p>本事業では、施設系サービス及び通所系サービスにおけるリハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組の充実を図るため、有識者による検討会を開催の上、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理、口腔管理に係る実施計画書」の活用状況や多職種連携による効果、課題等に関する調査の実施</li> <li>・各サービスにおける多職種連携の先駆的取組の収集及び事例集作成</li> </ul> <p>を行い、報告書としてまとめ、推進方策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p><b>【本事業の特記条件】</b> ・本事業の検討会には、リハビリテーション・口腔・栄養に係る各関係団体・学会等の代表者を参画させること。</p>
57	介護現場での自立支援促進に係る調査研究事業	<p>本事業では、令和3年度老健事業で収集した自立支援に係る介護の好事例等も踏まえ、自立支援促進加算を算定している全国の介護施設を対象として、現在行っている取組を調査し、今後推進していくべき自立支援促進に資する介護について、有識者の参加する検討会において検討等を行う。</p> <p><b>【本事業の特記条件】</b> ・介護に関して多くの知見を有する組織であるとともに、介護報酬に係る知見を有している者による事業の実施が望ましい。</p>
(特別養護老人ホーム)		
58	小規模特養の経営状況に関する調査研究事業	<p>本事業では、小規模の特別養護老人ホーム(いわゆる30人特養)の経営状況について実態把握を行う。具体的には、地域性や、併設事業所の有無等が事業の収支に与える影響についての分析や、地域密着型特養との経営実態における比較等を行い、課題の整理を行う。</p> <p>実態把握の方法としては、研究会を立ち上げ、有識者・事業者の意見を聞きながら、アンケート調査、ヒアリング調査を行う。収集したデータや分析した課題については、報告書にまとめる</p>

番号	テーマ名	事業概要
59	特別養護老人ホームと医療機関の協力体制に関する調査研究事業	<p>本事業では、特養だけでなく、特養と連携体制を構築している医療機関や訪問看護ステーションや、特養の入居者に医療提供を行ったことがある同機関に対し、連携の好事例や医療提供に当たった課題等の実態把握を行い、特養における医療ニーズに応えるための望ましい提供体制のあり方を検討するデータを収集するもの。</p> <p>同時に、施設内の医療設備や協力医療機関との関係が施設ごとに異なる事を踏まえ、より多くの施設にとって有用な資料となるよう、調査によりより集められた好事例をまとめた事例集を作成する。</p> <p>実態把握の方法としては、研究会を立ち上げ、医療関係有識者・事業者の意見を聞きながら、介護施設、医療機関等に対し、アンケート調査、ヒアリング調査を行う。収集したデータや事例については、報告書にまとめる。</p>
60	特別養護老人ホームの入所申込者の実態把握に関する調査研究	<p>全国の特別養護老人ホーム(地域密着型を含む。)の入所申込者(特別養護老人ホームに入所を申し込んでいるものの、当該特別養護老人ホームに入所していない者)の状況等について、自治体や施設を対象にしたアンケート調査を実施して、詳細を明らかにする。</p> <p>[アンケート調査項目(例)]</p> <p>(1)自治体向け(悉皆) 入所申込者の属性分析(利用している介護サービスなど)・入所申込者の発生・増加要因、今後の入所申込者の増減見込み、自治体独自の入所申込者調査の実施状況、特例入所の運用状況(入所指針の作成の有無や独自の取組など)など</p> <p>(2)施設向け(抽出) 現在の入所申込者数、直近1年間の入所調整人数、入所に至らなかった者の属性・理由、申込から入所までに要した期間、入所申込時と入所決定時の状態像の変化(要介護度・認知症の程度・疾患の有無など)、特例入所の実施状況など</p> <p>調査結果について報告書を作成するとともに、的確な実態把握や国・地方自治体の負担軽減の観点から、今後の国調査を実施する際の調査様式(電子媒体)や集計・精査ツールについて検討・提案することとする。</p> <p>なお、事業実施にあたっては、国調査との整合性や国との連携を十分図るとともに、令和4年度内を目途に中間報告を行うものとする</p>
<b>○高齢者向け住まい対策</b>		
61	高齢者向け住まいにおける運営形態の多様化に関する実態調査研究事業	<p>高齢者向け住まい(有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅)の数は増加しており、施設形態や提供サービスも多様化している。</p> <p>このため、高齢者向け住まいの施設概要、入居者属性、職員体制、サービスの利用状況等について、実態を調査し、基礎的な情報を整理する。</p> <p>【調査項目(案)】</p> <p>施設概要:定員、居室面積、設備、併設介護事業所 入居者属性:要介護度、認知症の程度、医療ニーズ、所得 職員体制:職員数、夜間の体制、資格の所有状況 サービスの利用状況:加算の算定状況、利用している介護保険サービス及び介護保険外サービス、看取りの状況、特別訪問看護指示書の利用状況等</p> <p>さらに、上記の実態を踏まえ、サービスの利用状況等に関して、課題の把握・分析を行う。</p>
62	介護付きホームにおける医療行為の看護職員による円滑的な実施に向けた調査研究業務	<p>介護付きホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けた有料老人ホーム等)においては常勤の看護職員が配置されているところ、医療・介護を切れ目なく提供していくためにも、当該看護職員が安心して円滑に業務医療行為を行うことができるようにすることが必要である。</p> <p>このため、介護付きホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けた有料老人ホーム等)において看護職員が円滑に医療行為を実施している優良事例の整理を行い、周知を図るとともに看護職員が安心して円滑に医療行為を行うことができるようにするための方策の分析・検討を行う。</p>
63	高齢者向け住まい等における適切なケアプラン作成に向けた調査研究	<p>高齢者向け住まい(サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホーム)に居住している方の自立支援や重度化防止の観点から、入居者の状態に応じた適切なサービスを提供することが重要である。</p> <p>地方公共団体において、高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検を進めているところであり、その実態状況の把握やその効果の検証を行う。</p> <p>あわせて、高齢者向け住まい等において適切なケアプラン作成がなされ、入居者の自立支援に繋がっている等の好事例を把握し、周知を行う。</p>

番号	テーマ名	事業概要
64	住まいと生活支援の一体的支援に関する取組の普及啓発等事業	<p>高齢者が安心して地域で暮らしていけるよう、大家の抱える不安に対応した、住まいの確保と生活支援の一体的な支援等について、好事例を収集し整理する。</p> <p>また、特に優良な事例を表彰するなど、自治体等に対して周知するためのシンポジウムを開催し、周知普及を図る。</p>

番号	テーマ名	事業概要
<b>〇介護予防・日常生活支援</b>		
65	介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備の実施状況に関する調査研究	<p>介護予防・日常生活支援総合事業については、平成27年施行後6年を経過しているが、当初のねらいであった多様なサービスの展開に係る進みが遅く、依然として従前相当サービスに依存している自治体が多い現状。</p> <p>一方で、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘、民間企業との連携による地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う生活支援体制整備事業についても、生活支援コーディネーターと協議体や住民との連携不足による取組の停滞等の課題を抱えている自治体も多い現状。本事業では、これらの観点を踏まえ、市町村における取組状況を詳細に把握し、報告書をまとめる。</p>
66	介護予防・日常生活支援総合事業等に基づく移動支援の推進に関する調査研究	<p>地域における高齢者の移動ニーズは高く、介護予防・日常生活支援総合事業における移動支援等への期待は高いものの、移動支援の取組については、交通、福祉、地域住民等複数の関係者との調整や道路運送法、介護保険法といった複数の法律が関係しており、移動支援の取組が進みにくい要因となっている。</p> <p>移動支援サービスの創設について、自治体から全国団体やシンクタンクへ支援の依頼や照会も多いものの、支援できる人材は非常に限られている状況。</p> <p>一方で、移動支援の充実が図られ、これから取組をはじめようとしている自治体のモデルとなる自治体も少数ではあるが複数出てきている状況である。</p> <p>本事業では、自分の自治体の状況にあったモデル自治体について情報提供することにより、初度の課題解決から自治体同士がつながりによる取組の推進ができるよう、支援ツールを開発するとともに、支援ツールの開発を通じて市町村支援を行う人材を都道府県等で育成する。</p>
67	生活支援コーディネーターによる住民主体の「食」関連生活支援サービスの開発支援方策と持続可能な事業実施・展開に関する調査研究	<p>地域包括ケアにおける住民主体の活動について、その推進に課題を抱える自治体は非常に多い状況にある。そうした中で、地域食堂等の住民主体による「食」関連の生活支援サービスは、世代や属性を問わずニーズが高く、取り組みたいという住民も多い。ただし、こうした「食」関連の居場所については、立ち上げ方、立ち上げ後の参加者や担い手の確保方策、あるいは当該活動を持続させるための方策など、様々な課題がある。</p> <p>本事業では、先行して取り組んでいる住民主体による「食」関連の活動実態を調査し、地域の生活支援サービスの創出や関係者の調整を行う生活支援コーディネーターを対象に、住民主体の「食」関連生活支援サービスの立ち上げから発展及び持続可能な活動に資する支援方策を示すため、手引き書・事例集を作成する。</p>
68	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた通いの場をはじめとする介護予防の取組に関する調査研究事業	<p>新型コロナウイルス感染症影響下において、通いの場の自粛が、一定程度みられるとともに、外出機会の減少や、うつ傾向の者の割合が増加している等の状況がみられている。新型コロナウイルス感染症の流行が長期化する中で、感染拡大防止を図りつつ、介護予防の取組を推進していくためには、引き続き、実態把握と分析が求められる。</p> <p>そこで、本事業では、新型コロナウイルス感染症の影響による通いの場をはじめとする介護予防の取組の縮小状況やそれによる高齢者の健康状態への影響、感染拡大防止に配慮した新たな取組の展開等について把握するため、有識者による検討会を開催した上で、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村に対する調査(年に2回程度)の実施</li> <li>・いくつかの都道府県等と協力した詳細分析</li> <li>・好事例の収集及び事例集の作成</li> <li>・関連論文等のレビュー及び概要の整理</li> </ul> <p>を行い、報告書に取りまとめる。また、今後に備えて、今回の対応も踏まえ、感染症をはじめとする有事が発生した場合の介護予防の推進について、提言をまとめる。</p>
69	PDCAサイクルに沿った介護予防の取組を推進するためのデータ活用方策に関する調査研究事業	<p>一般介護予防事業等の地域支援事業を実施するに当たっては、介護関連データを活用し、PDCAサイクルに沿って効果的・効率的に行うことを市町村の努力義務とする法改正が行われ、令和3年度から施行されている。市町村が地域包括ケア「見える化」システムやKDB等のデータを活用するための更なる環境整備が必要である。また、今後、基本チェックリスト情報や要介護認定情報等のデータも集積されてくるため、介護予防に資する具体的な分析項目や手法の整理も求められる。</p> <p>そこで、本事業では、市町村が活用可能なデータを用いて、介護予防を効果的に推進するため、将来的に地域包括ケア「見える化」システムの改修やKDB等のデータを簡易に活用できるツールの開発等を行うことを想定し、参考となる具体的な分析項目や手法について提案する。提案に当たっては、有識者による検討会を開催するとともに、複数の市町村にヒアリングや試行等を行い、実現可能性についても検証すること。</p> <p><b>【本事業の特記条件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施団体は、市町村等との連携により、地域包括ケア「見える化」システムやKDB等の実際の介護関連データを扱えるものであること。</li> </ul>

番号	テーマ名	事業概要
70	介護予防マニュアル等の普及展開に関する調査研究事業	<p>令和3年度末に、約10年ぶりに改訂が行われた介護予防マニュアル(第4版)が公表予定である。近年、当該マニュアルをはじめとする介護予防に関する各種ガイドラインが多く公表されており、自治体職員や民間事業者等が効果的・効率的に活用できるよう、活用ニーズの把握や各ガイドラインの関係性の整理、普及展開が必要である。</p> <p>本事業では、介護予防マニュアル(第4版)等の各種ガイドラインについて、自治体職員や民間事業者、有識者による検討会を開催した上で、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①活用実態やニーズの把握</li> <li>②①を踏まえた各ガイドラインの関係性の整理</li> <li>③研修会等の普及展開の実施</li> </ul> <p>を行い、報告書にまとめること。</p>
71	介護現場等における高齢者の活用・活躍に関する調査研究	<p>地域の中で生きがいや役割を持った高齢者の積極的な社会参加を促進していくことが求められており、地域や社会における様々な活動の担い手として高齢者の役割への期待が高まってきているところである。</p> <p>高齢化の進展や人口流出の著しい東北地方の中山間地域では、今後も介護人材の確保がより困難となることが予想される。こうした地域において働く意欲のある地域高齢者が介護現場で一定の役割を担い、地域の介護力を維持していくことが有用である。</p> <p>本事業では、介護施設や地域住民主体の支え合い活動の場において、高齢者の体力面などの事情に配慮した上で、高齢者を活用(ボランティアを含む)・活躍している事例を収集するとともに運用上の工夫やノウハウの整理を行い、報告書を作成し、地域の関係者を対象とした報告会を実施する。</p> <p><b>【本事業の特記条件】</b> 東北厚生局が管轄するエリアにおいて調査等を実施する計画となっていること。</p>
72	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施と地域支援事業の充実に関する調査研究事業	<p>介護予防のケアマネジメントのアセスメントにおいては、現状では医療機関の受診状況や健診の受診に関する情報は本人の都度の自己申告によること、保健事業との一体的な実施においては、KDB(国保データベース)システム記載の受診や健診等の客観的な情報、後期高齢者の質問票の情報や介護予防における基本チェックリスト等の情報を共有できるという大きなメリットがある。また、KDBで地域全体の健康課題についても分析が可能となっている。</p> <p>令和3年度において、関東信越厚生局管内で一体的実施を受託した市区町村は約半数に留まっており、事業を開始した自治体においても保健担当部局と介護予防担当部局の連携体制の構築や、地域支援事業のフレイル予防へのKDBシステムの活用等については、なお課題があるのが現状である。</p> <p>このため、庁内連携の進め方、KDBシステムの利活用による健康課題の抽出、優先すべき対象の特定を行うためのノウハウ等について調査研究し、一体的実施に取り組むことを予定している自治体に向けて参考となる情報を報告書に取りまとめるものである。</p> <p><b>【想定される主な事業内容】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 検討委員会の設置</li> <li>2 関東信越厚生局管内自治体へのアンケート調査等の実施</li> <li>3 好事例の取組を実施する自治体の調査</li> <li>4 報告書及びパンフレットの作成 等</li> </ol> <p><b>【本事業の特記条件】</b> 関東信越厚生局管内において調査研究事業を実施する計画となっていること。</p>

番号	テーマ名	事業概要
73	高齢者の社会参加等を促進する就労的活動支援コーディネーター(就労的活動支援員)の配置に関する調査研究事業	<p>令和2年度に創設された就労的活動支援コーディネーター(以下「就労的活動支援員」という。)の配置事業については、役割のある形での高齢者の社会参加等を促進することにより、健康寿命の増進、介護予防等に資することをその目的としているが、介護予防等に資する取組については、地域づくりの推進や男性の参加促進等を図る観点から、多様な取組による実施が期待されており、高齢者数の増加が著しい首都圏を抱える当局管内において、就労的活動支援員の配置は社会参加等を促進し、介護予防等に資する新たな取組として重要である。</p> <p>一方で、管内で実施している自治体がほとんどない現状にあることも踏まえ、本調査研究事業では、管内自治体へのアンケートやヒアリング等により実態を把握し、関係者等(高齢者、行政等)のニーズ及び企業のシーズの調査を行うことにより、就労的活動支援員配置に向けての課題及び就労的活動支援員の活動がどうあるべきかの整理等を行い、就労的活動支援員配置事業への取組の促進を目指す。</p> <p><b>【想定される主な事業内容】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 検討委員会の設置</li> <li>2 管内自治体へのアンケートやヒアリング等による実態調査</li> <li>3 高齢者や行政等のニーズ調査及び企業のシーズ調査</li> <li>4 就労的活動支援員配置に向けての課題や事業の枠組み及び就労的活動支援員の活動がどうあるべきかの整理等</li> <li>5 自治体や企業等を対象にした報告会の実施及び報告書の作成 等</li> </ol> <p><b>【本事業の特記条件】</b> 関東信越厚生局管内において調査研究事業を実施する計画となっていること。</p>
74	都市型の生活支援ネットワークの構築に関する調査研究事業	<p>地域包括ケアシステムの構築について、生活支援に係るニーズを発掘し、対応する機能が重要である。そのためには、住民の暮らしの困りごとが発生した際に相談できる身近な相談機関が必要である。暮らしのニーズには、生活を維持するために必要な生活支援ニーズや生きがいを持って暮らす社会参加ニーズなど多様であり、それらに包括的に対応できるよう関係者と連携体制が必要である。</p> <p>ただし、特に都市部ではそうしたニーズは表面化しにくい場合が多いため、より気軽に相談したり、ニーズを察知した住民が情報共有したりするような身近な存在が重要である。</p> <p>本事業では、都市部において地域とのつながり意識の強化を図りつつ、地域の社会資源として期待される民間企業との連携、ICTの活用による住民ニーズの発掘、対応機能の向上などについて、住民間の一定のつながりを構築しているモデル地区で実証を行うとともに他地域における展開可能性の調査を行い、全国の都市部での生活支援ネットワークのあり方を整理し、報告書にまとめる。</p> <p><b>【想定される主な事業内容】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 検討委員会の設置</li> <li>2 民間企業との連携によるニーズ発掘・対応機能の向上の実証</li> <li>3 ICT活用によるニーズ発掘・対応機能の向上の実証</li> <li>4 複数地域への展開可能性調査</li> <li>5 報告書の作成 等</li> </ol> <p><b>【本事業の特記条件】</b> 関東信越厚生局管内において調査研究事業を実施する計画となっていること。</p>
75	若い世代(学生等)による高齢者の生活支援に関する調査研究事業	<p>地域における生活支援体制の充実、市町村、生活支援コーディネーター等の活動によるところが大きいものの、今後のマンパワーの拡充は課題である。学生等の若い世代がこれらの取り組みを生活支援コーディネーター等と協働し担うことは地域包括ケアを持続的に推進する力として期待される。</p> <p>若い世代が日常生活、学生生活、課外活動等を通じて、高齢者に対する生活支援や協議体への参加等の地域包括ケアにかかる取り組みに円滑に参加できる要因を調査・分析する。若い世代(学生等)と地域との持続的で望ましい関係性についても分析を行い、どの地域でも実践可能な「若い世代の参加を促進する「生活支援マニュアル案」」を中核としたプログラムを作成する。</p> <p>結果を報告書にまとめ、活動実績に関しては年度末にすべての関係者を対象に講演会を開催し広く共有を行う。</p> <p><b>【本事業の特記条件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近畿厚生局管内に所在する団体、教育機関等において実施する</li> <li>・高齢者の生活支援にあたり、地域の社会福祉協議会、地域包括支援センター、自治会、市町村、生活支援コーディネーター等と円滑なコミュニケーションのもと協働実施をすること。</li> </ul>

番号	テーマ名	事業概要
76	地方自治体における複合的フレイル予防の取り組みにかかる調査研究事業	<p>① テーマの問題意識 地域包括ケアの推進において自治体のフレイル予防にかかる取り組みは重要な要素であるが、身体的フレイル、社会的フレイル、心理的・認知的フレイルと予防すべき状態は多岐に渡る。これらのフレイルに対し運動支援、栄養支援、認知機能維持支援等多面的にアプローチしその効果を検証することは、自治体のフレイル予防事業のあり方を考える上で有用である。</p> <p>② 実施すべき事業内容 上記①のフレイルにかかる予防活動を行い、その評価を主観的データ(アンケート調査)と客観的データ(In Body測定、バランス測定、口腔機能精密検査、認知症評価等)の両面から行う。さらに年間を通じ住民の自主的な取り組みについても同様の調査、測定から評価する。</p> <p>③ 成果物の体裁 ・ 本事業の成果にかかる報告会を開く ・ 本事業の成果物を報告書にまとめる</p> <p>【本事業の特記条件】 近畿厚生局管内において調査研究事業を実施する計画となっていること。</p>
77	中山間地域における多世代が主体となって行う地域づくりと介護予防の展開手法の普及に関する調査研究事業	<p>中山間地域がその多くを占め、全国に先行して人口減少と高齢化が進む中国地方において、住民主体による介護予防・生活支援のための施策の展開は、行政が地域の高齢者がどのような生活をおくりたいのかといった意欲を引き出しながら、団塊の世代が後期高齢者となる時代を見据えその多様性に応じつつ、多世代を巻き込みながら地域全体をデザインするという視点にたつて、その実現を図る必要がある。</p> <p>このため、有識者・実践者等による検討委員会を設置の上で、次の1・2の事業を実施し、提言を報告書として取りまとめ、地域の関係者を対象とした報告会を実施し、その展開を図る。</p> <p>1) 多世代交流を通じた高齢者の多様性に応じた社会参加・介護予防モデルの構築を図るためのアクションリサーチの実施(併せて他地域での展開を想定した関心のある若者等の参加を促す)</p> <p>2) 高齢者主体の地域づくりが盛んな地域や1の実施により提案されるプロセスモデルを活用した伴走支援や他地域での展開を目指したグループワークの実施</p> <p>特記条件 中国四国厚生局の管内において事業を行う計画となっていること。</p>
78	健康無関心層に対する介護予防・健康づくりに関する調査研究事業	<p>高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施において、取り込めていない健康無関心層に対し日常における健康づくりの普及や引きこもり高齢者の社会参加へのアプローチの手法等について調査研究を行う。</p> <p>①KDBシステムを活用して健康無関心層を抽出し、健康器具等貸与する(ナッジ理論)などして健康無関心層に対するアプローチを試み一定期間トレーニングを実施してもらおう。</p> <p>②トレーニングを実施しない方には健康器具等を返却いただき健康診査等の受診や通いの場への参加を勧める。(返却のない者に対しては訪問)</p> <p>③①②による健康診査等の受診状況の把握等行動変容の把握や健康無関心層の分析分類を行い効果等について検証を行う。</p> <p>【本事業の特記条件】 四国厚生支局の管轄エリアにおいて、1市町村、100人以上のデータをもとに事業を行う計画とし、報告書を作成するとともに、年度内にフォーラムを実施する計画となっていること。</p>
79	中山間地域等における移動支援を中心とした生活支援に関する調査研究	<p>中山間地域等において地域包括ケアシステムを構築するには、直接のサービス提供のほか、移動手段の確保が必要不可欠となってくるが、高齢化の進展等による移動支援ニーズの高まりを受け、従来の取組では対応に限界があり、行政だけではなく、介護保険事業者、公共交通事業者、地域で活動を行っているNPO団体、住民等の力を結集し、取り組む必要がある。また、限られた地域資源や財源を有効的に活用するためには、移動支援に留まらない生活支援サービスの提供体制の構築や、近隣市町村との協働による広域的な対応など、地域全体の基盤構築を念頭に取り組むことも求められている。</p> <p>本事業では、有識者や関係機関等で構成する検討委員会を設置し、中山間地域等における移動支援を中心とした生活支援に関する施策の実施状況等(ニーズの把握を含む取組を始めた経緯、事業内容、財源、今後の予定等)の把握、先行事例について要因分析する。また、他の地域でも活用可能か等について検証を行い、可能な場合はモデル例や、関係者との連携方策を示す。さらに、調査検討内容について報告書(概要版含む)を作成し、自治体や関係団体に配布するとともに、報告会を開催し、積極的な横展開を図る。</p> <p>【本事業の突起条件】 九州厚生局が管轄するエリアにおいて調査等を行う計画となっていること</p>

番号	テーマ名	事業概要
<b>○医療・介護連携</b>		
80	PDCAサイクルに沿った在宅医療・介護連携推進事業の具体的な推進方策に関する調査研究事業	<p>在宅医療・介護連携推進事業については、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築するため、地域の実情に応じ、取組内容の充実を図りつつPDCAサイクルに沿った取組を継続的に行うことによってめざす姿の実現がなされるよう、令和2年度に省令改正や手引きの改訂を行うとともに、在宅医療・介護推進事業のデータ把握のための項目一覧を示し、地域包括ケア「見える化」システムも活用できるよう環境整備を行った。一方で、PDCAサイクルに沿った取組を運用している市町村は約3割、地域包括ケア「見える化」システムを活用している市町村は約5割と、具体的なデータの活用や目標設定には課題がみられる。特に、事業計画の策定や評価方法について多くの市町村が課題として認識するなど、更なる支援が求められる。</p> <p>そこで、本事業では、在宅医療・介護連携推進事業について、データを活用しPDCAサイクルに沿った取組を実施・推進している自治体の好事例を収集し、他の自治体の参考となるよう事例集を作成する。また、有識者による検討会を開催し、好事例や有識者の意見等も踏まえ、PDCAサイクルに沿った取組を行うための具体的な計画作成や目標設定の手法、地域包括ケア「見える化」システムも含むデータの活用方法などを分かりやすく整理したマニュアルを作成する。</p> <p><b>【本事業の特記条件】</b>  ・検討会には、在宅医療・介護連携の有識者及び行政関係者を参画させること。</p>
81	自宅や介護保険施設等における要介護高齢者の急変時対応の負担軽減および円滑化するための調査研究事業	<p>令和3年度介護報酬改定において、看取りへの対応の充実や、医療と介護の連携の推進が図られており、看取り期の本人・家族との十分な話し合いや関係者との連携を一層充実させる観点から、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等に沿った取組を行うことが求められている。</p> <p>本人の意思に沿った急変時の対応や看取りが行われるために、居宅サービス事業所や介護保険施設等でガイドラインを踏まえた対応や急変時等の搬送手順等について事前に検討し、関係者と調整を行うことが出来る体制をあらかじめ整備しておく必要がある。</p> <p>本事業では、有識者による検討会を開催の上、自宅や介護保険施設等における要介護高齢者の急変時対応について、居宅サービス事業所、介護保険施設、消防本部等へのアンケートやヒアリングにより実態を調査するとともに、事前に行うべき調整事項や搬送時の対応等をまとめた手引きの作成を目的とする。</p> <p><b>【本事業の特記条件】</b>  ・検討会には、医療・介護の有識者及び行政関係者を参画させること。  ・調査対象の選定は厚生労働省から提供されるデータに基づく。  ・実態調査の中間報告を令和4年9月上旬を目処に行えるよう、進捗管理及びスケジュール管理を行うこと。</p>
82	北海道の地域住民に関する医療・介護情報の共有システム構築に係る調査研究事業	<p>地域包括ケアシステムの医療・介護分野においては、同じ対象者であっても必要とする情報が異なることもあり、情報共有や他職種間の相互の理解が十分にできず、連携が難しいという課題もある。</p> <p>地域の関係機関・関連職種が連携を進めるためには、サービス利用者の情報に係る可及的迅速かつ効率的・効果的な共有に関する仕組みの構築が重要となる。</p> <p>本調査研究は、ICT活用による医療・介護関係者間の情報共有システムの構築及び当該システムの継続的な運用を目指す地域（市町村及び関係機関）の支援を目的としている。このため、選定するモデル地域のシステム構築・運用における実証を通じ、他地域に横展開が可能なプロセスモデルを検討し、報告書として取りまとめる。</p> <p><b>【本事業の特記条件】</b>  ・北海道厚生局が管轄するエリアにおいて調査等を行う計画となっていること。  ・また、令和3年度の老健事業においては、医療機関、居宅介護事業所、自治体に対するアンケート調査及び8地域を対象とした取組事例調査により、当該システムの構築・導入状況を把握し、システム構築のプロセス、運用状況、地域包括ケアシステムの推進における課題等を明らかにしたことから、これらを踏まえた事業を行う計画となっていること。</p>

番号	テーマ名	事業概要
<b>○認知症施策</b>		
(普及啓発・本人発信支援)		
83	地域版認知症希望大使の普及促進と活動支援に関する調査研究	<p>○ 「認知症施策推進大綱」においては、「認知症の人が生き生きと活動している姿は、認知症に関する社会の見方を変えるきっかけともなり、また、多くの認知症の人に希望を与えるものである」とされ、地域において認知症の本人からの発信支援を行う「地域版認知症希望大使」については、令和7年までに「全都道府県で設置する」とされている。これを受け、現在、令和4年1月現在、9都県で33人が任命されている状況にある。</p> <p>○ 一方、地域版認知症希望大使の方が、地域でどのような活躍をしているかの好事例等はまだ整理されておらず、どのような取組を行ってよいか模索している県も多い。また、こうした取組を全国に普及するとともに、希望大使の活動の更なる活性化・質の向上を図るためには、希望大使同士のネットワーク化により、実際の活動に資する情報の共有や取組のブラッシュアップを図っていくことが必要である。</p> <p>○ そのため、本事業では、地域版希望大使の取組を全国に普及するとともに、活動の更なる活性化・質の向上を図ることを目的に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域版希望大使の活動状況の実態調査とその効果・課題の分析</li> <li>・地域版希望大使の活動の好事例集の作成</li> <li>・希望大使任命までのプロセスの明確化や、任命された希望大使が地域において様々な活動に参画できるような「手引き」の作成</li> <li>・希望大使のネットワーク化と交流促進のスキームの検討</li> </ul> <p>などを行う。</p>
84	認知症の本人の声を市町村施策に反映する方策に関する調査研究	<p>○ 「認知症施策推進大綱」では、各種施策を認知症の人やその家族の意見を踏まえて推進することが基本とされており、例えば、「認知症の本人が、自身の希望や必要としていること等を本人同士で語り合う「本人ミーティング」の取組を一層普及する。市町村はこうした場等を通じて本人の意見を把握し、認知症の本人の視点を認知症施策の企画・立案や評価に反映するよう努める」とあるが、本人ミーティングは開催できても、市町村においてその声を施策に繋げることは難しいとの指摘がある。</p> <p>○ そのため、本事業では、市町村が認知症の本人の声を効果的かつ現実的に施策に反映出来るようにするため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域において、「本人ミーティング」を起点に施策を展開している事例や、</li> <li>・認知症カフェや介護事業所など様々な場面で本人の声を把握している事例、</li> <li>・以上の事例について、自治体、認知症地域支援推進員等のコーディネーター、地域活動を行っている団体、当事者等がそれぞれどのような取組を行ったかの事例などを調査し、そのプロセスや特徴を整理する。</li> </ul> <p>その上で、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収集した事例を通じて得られた成果や課題をまとめ、本人の声を施策に反映させるための留意点を検討するとともに、</li> <li>・例えば本人ミーティングと既存施策を繋げる取組や、「チームオレンジ」を本人起点で構築する取組などをモデル的に例示し、市町村向けの手引きとして作成する。</li> </ul>
(医療・ケア・介護サービス介護者への支援)		
85	認知症診療・介護地域連携における精神科病院のアウトリーチ的な役割の向上に向けた調査研究事業	<p>○ 精神科病院における治療が入院ベースから外来ベースに徐々に移行し、患者の地域移行が進展する中で、認知症疾患医療センター以外の精神科病院等(以下、精神科病院)を認知症領域における外来診療・相談支援に活用することによって、認知症の人の在宅療養や状態の維持・改善に貢献することが期待される。</p> <p>○ そのため、本事業では、認知症高齢者は外来診療等に対応できないことも想定されることを踏まえ、アウトリーチ的機能を強化した認知症医療・介護地域連携のあり方を探るため、精神科病院等と既存の認知症疾患医療センター・地域包括支援センター・認知症初期集中支援チーム・認知症サポート医等との連携のあり方を調査し、連携の好事例(例えば、①地域包括支援センターとの連携のもとで初期集中支援チーム以外でも自宅に向いて認知症の人への診療(往診・訪問診療)を行う、②精神科医との連携のもと精神保健福祉士等が認知症関連の相談事業に関与する、③地域の一般病院で認知症の人の受け入れに関して精神科病院側より相談に乗りサポートを行う、④精神科病院が認知症の人や軽度認知障害者の早期発見のための相談を受ける、等)の収集を行う。</p> <p>○ 併せて、効果的な認知症の人の把握、関係機関との連携、活用可能な各種加算や支援施策等の整理を行い、分かりやすいリーフレットを作成する。</p> <p>○ 以上を踏まえ、認知症診療・介護地域連携における精神科病院の役割向上に向けた報告書を作成するものとする。</p>

番号	テーマ名	事業概要
86	介護施設等における認知症者の感染防止・安全管理策の手引き等に関する調査研究	<p>○ 新型コロナウイルス感染症がまん延している中、認知症高齢者が感染したり、濃厚接触者になった場合等に、介護施設等において、感染症拡散防止のために行動制限・身体拘束を行う必要性に直面する場面があることが指摘されている。</p> <p>○ 具体的には、平成12年に介護施設における身体拘束禁止の原則が打ち出され、実務的な対応のための「身体拘束ゼロへの手引き」が平成13年に提示され、平成30年には介護報酬制度の中で身体拘束廃止未実施減算が設けられたが、新型コロナウイルス感染症に関しては、感染した者や、微熱を有しながら検査が出来ないため感染陽性・陰性が未確定である者に対して、上記手引き等の解釈では判断が難しい場合があると指摘されている。</p> <p>○ このため、令和3年度老健事業では、介護施設等に入所中の認知症者に対する新型コロナウイルス感染症の与える影響の特に行動制限・身体拘束等に関する実態調査とそれに基づいた対応に関する留意点がとりまとめられた。</p> <p>○ しかし、上記の留意点については施設の事業規模や地域性に鑑みた更なる精査が必要であるとともに、医療従事者・介護従事者へ周知する必要がある。そのため、令和4年度は、更なる調査・検討を行い、コロナ禍における様々な状況下で</p> <p>①様々な疏通性レベルの認知症の人に対してどのように感染予防対策を促しているか、</p> <p>②疎通性の低い認知症の人に対して感染症拡散防止のためどのように対応しているか、</p> <p>③そして行動制限・身体拘束を行う必要性が高い場合にどのような判断とプロセスで進めていくか</p> <p>などを検討のうえ、医療従事者や介護従事者がとるべき対応策に関して手引きを作成し、それらを報告書にまとめる。</p> <p><b>【特記条件】</b> 令和3年度老健事業の成果を踏まえること。また、本事業を遂行するにあたり法律関係者または倫理学関係者等の有識者を検討委員会等のメンバーに加えること。</p>
87	認知症の評価尺度のあり方に関する調査研究	<p>○ 介護保険制度に関連する認知症の評価については、要介護認定における認知症高齢者の日常生活自立度のほか、科学的介護情報システム(LIFE)においてDBD13及びVitality Indexを記載することとなっているが、介護現場においては、認知症の進行等に伴う認知機能そのものや生活機能障害の評価等はなされておらず、主に、認知症に伴う介護負担度の観点からしか評価が行われていない。</p> <p>○ しかし、介護の現場からは、いつまでも介護負担度の観点からの評価だけではなく、認知機能や生活機能障害の評価を行い、これらの残存能力の維持・向上を目指すべきではないか、との指摘もある。</p> <p>○ そのため、本事業においては、認知機能、生活機能障害を総合的に評価する認知症の評価尺度を作成することを将来的な目的として、有識者や現場実践者などからなる検討委員会を設置し、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の認知症に関する評価指標の比較・課題分析</li> <li>・介護現場で利用可能な認知症の方の認知機能や生活機能に関する評価尺度の作成に向けた検討</li> </ul> <p>などを行い、報告書を取りまとめる。</p>
88	BPSDの予防・軽減を目的とした認知症ケアモデルの普及促進に関する調査研究	<p>○ 令和3年度介護給付費分科会審議報告や認知症施策推進大綱では、BPSDの予防・軽減を目的としたケアプログラムの開発や、BPSDへの対応や評価の方策を検討すべきとされているところ。</p> <p><b>【令和3年度介護報酬改定に関する審議報告(抜粋)】</b> (認知症への対応力向上等に向けた取組の推進) 介護サービス事業者における認知症への対応力向上を一層進めるため、CHASEによるデータ収集(DBD13等に加え、任意として提供されるNPI-NH等を含む)・フィードバックの取組も活用しながら、行動・心理症状への対応や、中核症状を含めた評価の方策を検討していくべきである。</p> <p>○ そのため、令和3年度老健事業では、①介護現場で活用できるBPSDの評価指標について検討を行うとともに、②BPSDを未然防止するケア(尊厳を保持し個別性を重視したその人らしい暮らしを支えるケア)のあり方や、③BPSD軽減し、再発を防止するケアのあり方について検討を行ったところ。</p> <p>○ 令和4年度は、上記①の評価指標や上記②及び③のケアのあり方に関する検討結果を踏まえ、実際の施設等においてモデル事業を実施し、BPSDの未然防止効果やBPSDを軽減し再発を防止する効果について検証を行うとともに、QOL(生活の質)への影響を分析する。また、その結果を踏まえ、上記②、③のケアの手順・手続きの検証や、①の指標のあり方について更なる検討を行う。</p> <p>○ 併せて、上記②、③のケアを実践するための有効なチェックリスト又はアセスメントツールの検討を行うとともに、LIFEに入力する基礎データの候補の検討などを行う。</p> <p><b>【特記条件】</b> ○ 関連する令和3年度老健事業「BPSDの軽減を目的とした認知症ケアモデルの普及促進に関する調査研究」の検討成果を踏まえ、検討を行うこと。</p>

番号	テーマ名	事業概要
89	認知症初期集中支援推進事業のあり方に関する調査研究	<p>○ 認知症初期集中支援チームについては、「認知症施策推進大綱」において、「訪問実人数全国で年間40,000件、医療・介護サービスにつながった者の割合65%」と目標が設定されているが、訪問実人数は伸び悩んでおり、令和2年度の実績は、訪問件数が16,353件と前年より減少した一方で、医療・介護サービスにつながった者の割合は上昇した。</p> <p>○ この割合が上昇したのは、支援チームの対応力が向上しただけとは限らず、重症化した事案に対応できていない可能性もあり、各市町村において、本来、アウトリーチすべき支援対象者の適切な把握や支援に課題が生じていないか、支援チームが十分な支援効果を上げているか等の検証を行った上で必要な対応を検討する必要がある。</p> <p>○ そのため、本事業においては、市町村の介護・福祉・保健分野の担当者や有識者などから構成される検討委員会を設置し、以下の調査を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各自治体における対象者の把握方法の差異や、訪問実人数の多寡等に応じて支援チームがどのように認知症高齢者へアウトリーチしているか等の実態把握</li> <li>・上記実績と連動し、地域包括支援センター等の関係する事業等との役割分担等の実態把握と、実績を上げている市町村における効果的な連携方策の実態調査</li> </ul> <p>○ 以上の調査を通じて把握された認知症初期集中支援推進事業が抱える課題等を整理の上、検討委員会において、支援チームが対応すべき対象者の考え方、適切な対象者の把握方法、地域包括支援センター等の関係する事業・施策との役割分担等を明確化するための検討を行う。さらに、支援チームに求められる役割、改めて目標とすべき取組実績等を整理し、以上を「市町村向けの手引き」とりまとめる。</p>
90	認知症疾患医療センターの整備方針に関する調査研究	<p>○ 認知症疾患医療センターの整備については、「認知症施策推進大綱」において、全国で500カ所、二次医療圏ごとに1カ所以上が目標とされているほか、「精神疾患の医療体制の構築に係る指針」では、これに加え、人口の多い二次医療圏では概ね65歳以上人口6万人に1カ所程度整備すること、とされている。</p> <p>令和3年10月現在の設置カ所数は、全国488カ所、未設置圏域は21(設置率93.7%)であり、一律的な面的整備は進んできたが、今般、地域ごとの実情に応じた認知症医療拠点整備の考え方を振り返るとともに、今後に向け、センター事業がPDCAサイクルに基づき運営されるための評価のあり方を示すことが必要である。</p> <p>○ そのため、本事業では、認知症医療提供体制及びセンター事業評価に関する検討組織を設け、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未設置圏域における認知症医療の提供の実態把握</li> <li>・人口の多い二次医療圏域等における認知症医療提供の実態把握</li> </ul> <p>これらを踏まえた現行の整備方針、整備目標の妥当性の検証、などを行い、今後の整備方針・目標や、必要な措置について検討するとともに、これまでの調査研究事業における成果等をもとに、PDCAサイクルに基づいた事業運営を行うことのできる指標を用いた事業評価のあり方等について検討する。</p> <p>以上の検討結果について報告書としてまとめる。</p> <p><b>【特記条件】</b> 事業評価のあり方については、令和3年度老健事業を踏まえること</p>
91	認知症(中重度)の人の在宅生活を継続するための家族の関わり方に関する調査研究	<p>○ 認知症の人の介護に関しては、「認知症施策推進大綱」において、「認知症の人の家族等が正しく認知症の人を理解し適切に対応できるようにすることで、在宅で生活する認知症の人のBPSDの発症を予防したり、重症化を緩和したりすることも可能である」とされている。しかし、必ずしも専門的知識を有しない認知症の人の家族にとっては、認知症の人の重度化に伴い、どのようなケアをいけばどのような効果が期待されるか、どのような専門的な支援手段や専門職等との連携により、どの程度の介護負担が軽減されるか、といった切実な問題への対応策等が明確ではないことから、苦しんでいる現状がある。</p> <p>○ そのため、本事業では、認知症が重度化した場合であっても、家庭において介護を担当する家族の身体的・精神的負担を軽減しながら、できる限り在宅生活を継続することができるようにすることを目的として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重度化しても在宅生活を継続できている・できなかった家族、本人、専門職の取組やニーズ、思いを把握し、</li> <li>・在宅生活を継続する上での家族が抱える課題等に対し、求められる具体的な対応策、活用できる支援手段、関係機関等の整理等を行うとともに、</li> <li>・専門家でなくても理解できる、BPSD等への適切なケアを実施するための留意事項の整理等を行う。</li> </ul> <p>○ その上で、これらを踏まえ、認知症が重度化した場合であっても、家庭において介護を行う「家族目線」で、適切に身体的・精神的負担を軽減しながら、在宅生活を継続するために家族が活用できる「対応マニュアル」を作成するとともに、報告書ととりまとめる。</p>

番号	テーマ名	事業概要
92	認知症カフェの類型と効果に関する調査研究	<p>○ 認知症カフェは、認知症当事者やその家族のピアサポートや情報交換の場、居場所などの役割を果たすものとして、全国各地で普及が進んでいる一方、自由に開設することが可能で、細かい要件等は定められていないため、認知症の人や家族にとって、地域においてどのカフェがどのような機能を果たしているか分からないとの指摘がある。</p> <p>また、一部市町村では未だカフェが設置されていないほか、コロナ禍において活動を休止したままのカフェも多い。今後とも認知症高齢者が増加していく中、認知症カフェが本来地域で果たすべき役割、期待される取組効果の明確化を図るとともに、類型の明確化等を検討することにより、地域において、改めて認知症カフェのプレゼンスの向上を図っていく必要がある。</p> <p>○ そのため、本事業では、市町村における認知症カフェの実態を調査し、 ・当事者、家族、行政、医療・介護関係者、地域の住民や事業者のそれぞれがカフェに期待する役割、ミッションを明確化した上で、現在の取組状況の「成果」を明らかにするとともに、地域における認知症カフェの表示方法の実態把握を行った上で認知症カフェの今日的な類型化等を検討する。 ・認知症カフェが果たしている取組の事業成果の測定方法を検討し、取組のPDCAサイクルの回し方や効果検証方法を検討する。</p> <p>○ その上で、チームオレンジ、ピアサポート、本人と家族の一体的支援、社会参加支援など、関連施策との連携や発展的活用事例の収集を行い、今後の「認知症カフェ」のあり方について考察を行い、報告書を取りまとめる。</p>
93	認知症地域支援推進員の配置形態や活動実態に応じた機能強化に関する調査研究	<p>○ 「認知症地域支援推進員」は、各自治体における認知症施策の推進やネットワークの核となる役割を担うが、施策の拡充が進む中、「認知症の本人発信支援」、「チームオレンジの推進」、「社会参加支援(若年性認知症の人を含む)」など、推進員に期待される役割が拡大・多様化している。このため、各市町村における、推進員の更なる活動の促進に向けて、推進員の機能強化を図る必要がある。</p> <p>○ そのため、本事業では、 ・推進員の配置形態(専任・兼任等、地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、オレンジコーディネーター等との連携等の実態把握を含む。)に応じて、果たしている機能及び効果、関連する施策との連携状況、課題などの実態を把握。 ・上記実態把握を踏まえ、推進員が活動する際の課題を類型化・具体化するとともに、課題の解決につながるよう好事例等を収集し、整理を行う。 ・また、市町村等による推進員の更なる配置促進につながるよう、推進員配置の効果等を明確化する。 ・以上の検討や、既存の「認知症ライフサポート研修」や「認知症者及び家族への対応ガイドライン」等も踏まえ、市町村等における推進員の配置促進や機能強化につながるよう、「推進員の機能強化促進ガイド及び事例集」を作成する。</p>
94	認知症の状況に応じた高齢者の継続的な口腔機能管理に関する調査研究事業	<p>近年、自身の歯を多く保有していたり、インプラントが埋入されている等、高齢者の口腔内は複雑化している。また、認知機能が低下すると口腔清掃等の自立度が低下するだけでなく、介護職員による口腔清掃、歯科専門職による口腔管理も著しく困難になる。</p> <p>本事業では施設職員等による口腔清掃、歯科衛生士による口腔機能向上サービス、歯科専門職による居宅療養管理指導等について、認知症の状態に応じた継続的な口腔機能管理を実施できる体制を整備するため、モデル地区での検証を踏まえ、口腔管理マニュアルを作成し、全国への横展開を図ることを目的とする。なお、令和4年度は、令和3年度のモデル地区とは異なる地域においてマニュアルの検証等を行うこと。</p> <p>【本事業の特記条件】 ・本事業における検討会には、認知症及び口腔のそれぞれの有識者が委員として参画すること。</p>
(認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援)		

番号	テーマ名	事業概要
95	認知症に関する企業等の宣言制度の普及・啓発及び認証制度のあり方に関する調査研究事業	<p>認知症に関する取組を実施している企業等に関しては、認知症施策推進大綱において、「認知症バリアフリー宣言(仮称)」の仕組みを検討し、さらに、宣言した企業等のうち、希望する団体に対する認証の仕組みを検討することとされている。</p> <p>このため、令和3年度の老健事業では「認知症バリアフリー宣言(仮称)」の実施に向けて必要な検討を行うとともに、宣言・認証制度に関する自治体アンケートを実施したところ。</p> <p>令和4年度は、認知症に関する取組を実施する企業等を更に増加させるため、下記の①、②について検討を行い、報告書を取りまとめる。</p> <p>① 認知症バリアフリー宣言制度については、本格実施後の実態把握や認知度調査を行い、取組の効果検証等を行った上で必要な見直しを検討する。さらに、各企業等への更なる普及・啓発策を検討する。</p> <p>② 認知症バリアフリー認証制度については、住民、企業、行政等の期待と必要なコスト等との間に乖離がある可能性があることから、認証企業の質の担保方策の具体策を検討した上で、必要な運用コスト等の検討・検証を行う。また、令和3年度老健事業における自治体アンケートから、地域の既存制度との整合性等について懸念する自治体が散見されたことから、既存制度の更なる実態把握等を行った上で、認証制度との整合性等について整理を行うとともに、認証制度のあり方について更なる検討を行う。</p> <p><b>【特記条件】</b> 令和3年度老健事業等の検討結果を踏まえて検討を行うこと</p>
96	チームオレンジの整備促進に関する調査研究	<p>○ 令和元年度に創設された「チームオレンジ」については、「認知症施策推進大綱」において、令和7年までに「全市町村で、本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み(チームオレンジなど)を整備」とされているが、令和2年度実績は39都道府県で138市町村、415チームにとどまっており、一層の整備促進が求められている。</p> <p>○ 一方、チームオレンジについては、市町村から、「3つの基本」が抽象的あるいは制限的であり、どのように事業に取り組んだら要件を満たすのかが分かりにくい、地域の既存事業との棲み分けが分かりにくい、何から取り組んだらよいか分からないなどの指摘がある。</p> <p><b>[3つの基本]</b></p> <p>①ステップアップ講座修了及び予定のサポーターでチームが組まれている。 ②認知症の人もチームの一員として参加している。(認知症の人の社会参加) ③認知症の人と家族の困りごとを早期から継続して支援ができる。</p> <p>○ このため、本事業では、チームオレンジの「3つの基本」のコンセプトを分かりやすく示すとともに、市町村が具体的なイメージを持って整備していくことが出来るよう、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在活動しているチームオレンジの実態を調査し、類型や特徴を把握</li> <li>・好事例や特徴的な取組を把握し、チーム構築までのプロセスなどを分析。併せて、オレンジコーディネーターが地域で活動する際の留意事項も整理</li> <li>・チームオレンジを構築するに当たり、既存ネットワークの活用や既存事業からの事業展開、他制度や他機関、認知症地域支援推進員や生活支援コーディネーターとの連携、多様な起点など、柔軟な取り組みの実例や可能性についての考察と整理</li> </ul> <p>などを実施し、その結果を報告書に取りまとめるとともに、市町村向けに分かりやすく情報発信するためのリーフレットを作成する。</p>
97	市町村における若年性認知症支援施策の促進に関する調査研究	<p>○ 各都道府県において若年性認知症支援コーディネーターの配置が進められ、活動や連携方策に関する手引きや研修も行われてきている。また、就労継続支援のための労働関係機関等との連携についての研究等もなされてきたが、今後、地域において若年性認知症の方が重度化しても、地域においてきめ細かな支援が行われるようにするためには、市町村レベルでの対応が必要であるが、現状、市町村施策においては若年性認知症支援施策の位置付けは明確ではないこともあり、関係者の問題意識も十分ではないことが多い。</p> <p>○ このため、都道府県に置かれた若年性認知症支援コーディネーターが、市町村の認知症地域支援推進員や地域包括支援センターとの連携体制を構築していくに当たり、どのようなことに心がけるかを整理する必要があるほか、市町村等の職員も、若年性認知症支援の必要性を認識し、既存施策(ネットワーク)との連携を推し進める必要がある。</p> <p>○ そのため、本事業では、地域においてきめ細かな若年性認知症支援施策を促進するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・若年性認知症支援コーディネーターが市町村の各種施策とどのように連携できるか、</li> <li>・その際の市町村、認知症地域支援推進員、包括センターの留意事項にはどのようなことがあるか(基本方針、高齢の認知症の人とは異なる点、就労支援に関する機関との連携など)といった視点でポイントを整理し、手引きを作成する。</li> </ul> <p>○ また、それらの取組も踏まえ、若年性認知症支援施策に関する課題や今後の方向性について考察し、報告書としてまとめる。</p>

番号	テーマ名	事業概要
(研究開発・産業促進・国際展開)		
98	認知症および軽度認知障害に関する有病率調査	<p>○ 2019(平成元)年6月に認知症施策推進大綱が取りまとめられ、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していく、とされたが、この前提として用いられた我が国の認知症有病率調査は2012(平成24)年のものであり、当時、認知症の人の数は約462万人、軽度認知障害(MCI:Mild Cognitive Impairment)の人の数は約400万人と推計され、2020(令和2)年には認知症の人の数は600万人を超え、2025(令和7)年には認知症の人の数は700万人を超えるものと推計された。</p> <p>○ 認知症およびMCIの実態調査は2012年のものであり、生活習慣病(糖尿病)の有病率により将来推計も変わりうると推計されていたところ、当時から10年を経過した現在、当時行われなかったMCIの将来推計も含め、再び実態調査を行い、数値のアップデートを行う必要がある。</p> <p>○ このため、現在、認知症に関する地域コホートにおいて追跡調査等を行っている研究機関により、いくつかの地域における認知症および軽度認知障害の者に関して、年齢、性別等の実態調査(悉皆調査を含む)を行い、最新の生活習慣病(糖尿病)の有病率等の数値等も踏まえ、認知症および軽度認知障害の者に関する有病率および推定人数の算出に向けて調査を行い、報告書を取りまとめるものとする。</p>
○介護人材確保対策		
(人材確保)		
99	市町村における地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保及び育成に関する調査研究事業	<p>○ 第8期介護保険事業計画においては、各市町村において「地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上」が記載されているところ。</p> <p>○ 地域密着型サービスのうち、認知症対応型共同生活介護及び認知症対応型通所介護は認知症ケアを重視するサービスであり、サービスの特性に応じた介護人材の育成のための市町村に対する支援が必要である。</p> <p>○ そこで、本事業では、次の調査等を行った上で、有識者や事業者団体等により組織する委員会において分析等を行い、報告書(研修教材は別添資料)として取りまとめる。</p> <p>① 認知症対応型共同生活介護及び認知症対応型通所介護事業所が地域に求められている役割等の実態把握(事業所調査)</p> <p>② ①の結果を踏まえて、市町村で活用できる当該サービス特有の介護人材育成支援のための研修教材の作成(映像コンテンツが中心。)</p> <p>③ 令和3年度事業の成果物である小規模多機能型居宅介護事業所を念頭に置いた研修教材の活用状況の把握(市町村に対するヒアリング調査)</p>
100	介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算による人材確保への影響等に関する調査研究事業	<p>介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算による賃金以外の処遇の改善の状況や、当該加算による介護職員の定着や早期離職防止等の人材確保への影響等について、事業所及び従業員へのアンケートやヒアリング、その他必要な手法により把握し、この事業において設置する有識者による検討会で、当該加算の効果等について整理の上報告書にまとめる。</p>
101	介護現場における多様な働き方に関する調査研究事業	<p>生産年齢人口の減少が本格化していく中、多様な年齢層・属性(中高年、主婦、学生等)をターゲットとした、多様な働き方、柔軟な勤務形態(介護助手等や選択的週休3日制等)による効率的・効果的な事業運営が必要である。</p> <p>このような働き方を導入するために必要となる、チームケアを行うにあたり、中核的役割を担う介護福祉士の業務と、その他の職員が担う業務の機能分化(業務整理・管理、人材育成・活用)をいかに行うべきか、サービス種別やチーム規模の類型に応じて、整理するとともに、令和4年度に都道府県において実施される「介護現場における多様な働き方導入モデル事業」の効果測定、好事例の収集、都道府県による所見の分析、整理等を行い、取り組みに応じた導入モデルの検討・検証を行う。</p>
102	介護職員数の将来推計ワークシートの作成に関する調査研究事業	<p>本調査研究においては、第8期計画における介護職員数を推計したワークシートについて、令和3年度に行った自治体や専門家へのヒアリングに基づき検討した改善点等をワークシートに反映させるとともに、更なる精度向上のための研究を行う。</p> <p>また、推計結果の施策への活用方策の更なる検討、人材確保策のPDCAサイクルの確立に資するような取組の整理を行う。</p>

番号	テーマ名	事業概要
103	北海道における外国人介護人材受入れに関するマニュアル作成等に係る調査研究事業	<p>介護に係る人材不足が深刻化する中、外国人材の受入れを進めていく必要があるが、制度が複雑なこと等から、実際の受入れについては難易度が高い実態がある。また、北海道は積雪寒冷地であり広域分散型のため、都市部以外の地方市町村で働く外国人は休日の過ごし方が難しい等、日常生活や働く上で様々な課題がある。そこで、道内で働く外国人介護従事者が抱える課題の整理及び解決に向けた取組について調査を行うとともに、次のとおり受入事業所における体制整備に向けた支援を行う。</p> <p>①4種の在留資格それぞれについて、受け入れるまでの事務フロー、具体的な手続き及び留意点をまとめたマニュアル等を作成するとともに、当該ルートの比較表として、人材の質や受入コスト、受入難易度等をまとめる。</p> <p>②在留資格「介護」については、人材を受け入れるに至ったルートを調査し、代表的なルートに係る手続き、コスト及び留意点を整理する。</p> <p>③技能実習制度及び特定技能1号介護については、介護人材の取扱実績、コスト、特色等についての情報を集約した、管理団体と登録支援機関のリストを作成する。</p> <p>④既存のマニュアル等を調査するとともに、各マニュアルの概要を紹介し、調べたい内容毎に逆引きできるリストを作成する。</p> <p>⑤北海道で働く外国人介護従事者へのアンケート等により課題を整理し、解決に向けた取組や本州への移動の希望等を調査するとともに、本州で働く外国人介護従事者に対しても、北海道への移動の可否等について調査する。</p> <p>※なお、作成するマニュアル等は、北海道の地域性を踏まえた内容とする。</p> <p><b>【本事業の特記条件】</b> 北海道厚生局が管轄するエリアにおいて、北海道厚生局、北海道庁及び関連する組織と一体的に事業を実施する計画となっていること。</p>
(人材育成)		
104	認知症対応力向上研修(看護職員認知症対応力向上研修事業)のカリキュラム及び実施方法に関する調査研究事業	<p>○「看護職員認知症対応力向上研修」は、認知症の人と接する機会の多い看護職員に対し、入院から退院までに必要な知識や個々の認知症の特徴等に対する実践的な対応力を習得し、同じ医療機関等の看護職員等に伝達することで、医療機関内等での認知症ケアの適切な実施とマネジメント体制の構築を図るための研修として、平成28年度に創設されたものである。以来、各都道府県において研修を実施いただいているほか、認知症患者に対する適切な医療を提供する診療報酬「認知症ケア加算2・3」の算定根拠となっている。</p> <p>○認知症施策推進大綱では、医療従事者等の認知症対応力向上研修は「医学の進歩や医療・介護提供体制の変化に対応するため適宜、必要な見直しを行う」とされているほか、「意思決定支援に関するプログラムの導入率100%」が掲げられているところ。これを受け、これまでに、かかりつけ医、歯科医師、薬剤師、病院勤務の医療従事者向けなどの研修は順次見直しが行われてきたが、看護職員の研修については、研修創設以降改定されていない。また、コロナ禍において浮き彫りにされた医療機関等における認知症対応力の向上に向け、研修内容のアップデートや必要な見直しを行う必要がある。</p> <p>○そのため、本事業では、</p> <p>①有識者による検討会を設置し、カリキュラム及び研修教材の見直しについての検討を行い、カリキュラム改定及び新たな研修教材を作成する。</p> <p>②その成果物について、当該研修での活用が図られるよう、関係機関への周知を行う。</p> <p><b>【特記条件】</b> かかりつけ医、歯科医師、薬剤師、病院勤務の医療従事者向けなど他の職種向けの認知症対応力向上研修の教材とも整合性に留意するとともに、「意思決定支援に関するプログラム」を必ず盛り込むこと。</p>

番号	テーマ名	事業概要
105	EPAに基づく外国人介護福祉士候補者が受入れ施設で習得する介護技術の統一的な評価方法を確立するための調査研究事業	<p>現在、EPAに基づく外国人介護福祉士候補者の受入れ施設では、候補者に対して研修が適切かつ効率的に行えるよう、介護施設の実情等に応じて、自己学習環境の整備、研修時間の確保、通信教育の利用、介護福祉士養成施設や福祉系大学での就学、地域の研修機会の活用等に配慮して個別に介護研修計画書を策定する必要がある。介護研修計画書には、研修指導體制、研修時間等、研修方法が記載項目として示されているが、研修を通して習得する知識や技術の評価に関する記載は求められていない。受入れ施設では特に、即戦力の観点から実践に必要な介護技術の習得が期待されており、施設間で統一的な方法を用いて習得状況の評価を行うことは、現場で活用する上で重要であることから、介護研修計画書に全施設共通の評価方法を示すことを本事業の目的とする。</p> <p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検討委員会の設置</li> <li>・受入れ施設における研修計画書の作成状況及び評価に係る実態調査と結果の分析</li> <li>・研修の評価方法案の作成と受入れ施設及び検討会委員からの意見に基づく案の修正</li> <li>・上記を踏まえた研修計画書の様式(記載要領等含む)の見直し及び新様式案の提示</li> </ul> <p>【本事業の特記条件】 EPAに基づく外国人介護福祉士候補者の受入れに精通する組織であって、介護福祉士国家試験のスキームを理解している者による事業の実施が望ましい。</p>
106	外国人介護人材の質の向上等に資する学習支援等調査研究事業	<p>介護現場における外国人介護人材の活用が期待され、介護福祉士養成施設に入学する留学生が増加しているが、介護福祉士国家試験の合格率は日本人学生に比して、依然として低水準を推移している。専門的知識・技術をもつ外国人介護福祉士を介護現場に送り出すことは、介護人材確保、介護サービスの質向上において重要であり、留学生の学力向上および国家試験合格率の改善は継続して取り組む必要がある。</p> <p>このため、R2、R3年度には介護福祉士養成施設教員等を対象として、留学生受入のガイドラインや指導のポイントを作成したが、実際の教育指導の効果検証が必要であるため、介護福祉士養成施設を卒業した外国人卒業生及び留学生を対象としたニーズ調査と結果分析等を行い、更なる国家資格合格率向上に向けた方策を検討する。</p> <p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検討委員会の設置</li> <li>・介護福祉士養成施設の留学生に対する調査(学習や指導の状況、理解度等)と結果の分析</li> <li>・介護福祉士養成施設を卒業した留学生に対する調査(在学中の学習や指導の状況、理解度等)と結果の分析</li> <li>・介護福祉士養成施設の留学生向け学習ハンドブックの作成</li> <li>・介護福祉士養成施設に対する「留学生指導についてのガイドライン」の活用状況調査</li> <li>・上記を踏まえ、「留学生指導についてのガイドライン」改訂の検討と改訂版の提示</li> </ul>
107	介護福祉士のキャリアモデルとリーダーとしての役割に応じた研修活用の在り方に関する調査研究事業	<p>介護現場における介護福祉士のキャリアモデルとリーダーとしての役割に応じた研修活用の在り方について、介護事業者団体や職能団体、養成施設、研修実施機関等の協力を得ながら、実態調査及び研修体系の検討を行う。</p> <p>検討にあたっては、以下の視点で効果的な研修活用について分析する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護福祉士のリーダーとしての役割に関する先行研究、令和2・3年度事業結果の分析、及びキャリアパスの実態調査により、キャリア類型、キャリアパターンに応じたキャリアモデルを整理。</li> <li>・リーダーの役割に応じたキャリアモデルに効果的な研修活用のあり方についての検討を行ったうえで、介護福祉士資格取得後における介護職のリーダー育成モデル(研修パッケージ等)に関する検討を行う。</li> </ul>

番号	テーマ名	事業概要
108	外国人介護人材の介護福祉士取得に向けた調査研究事業	<p>特定技能制度施行から3年経過し、在留者数が増加しており、今後、技能実習から特定技能への移行も増えることが見込まれる中で、今後も引き続き日本で就労し活躍し続けることを希望する者も多く、介護事業者側も長期にわたる就労を望んでいる現状がある一方で、技能実習制度及び特定技能制度の在留期間は最長5年となっている。引き続き、日本での就労を望む技能実習生や特定技能外国人については、現行、介護福祉士国家資格を取得し、在留資格「介護」の資格に移行する必要がある。しかし、資格取得までの具体的な道筋や学習支援の手法などが明確ではなく、介護事業者から、どのように支援をしてよいか分からないという声がある。</p> <p>このため、外国人介護人材の介護福祉士国家資格取得に関する現状と課題、外国人介護人材のキャリア支援のあり方等について、関係団体等からヒアリングを行うとともに、有識者等により構成される検討委員会において議論を行い、報告書にまとめる。</p>
109	介護職種における技能実習生等の帰国後の活躍に関する調査研究事業	<p>介護分野の技能実習生は、介護福祉士の資格を取って日本で介護の仕事をしたいという人がいる一方、実習修了後に日本で学んだ技術を生かして将来的に母国で活躍したい、という人も多く存在している。</p> <p>このため、介護職員として既に日本で実習・研修等を終え帰国した外国人の母国等での活躍状況や日本で習得した介護技術の活用状況に関して、監理団体等を対象としたアンケート調査や、技能実習生等の送り出し機関や受入調整機関へのヒアリング調査を行い、介護職種における日本での技能実習の成果・効果を把握する(EPAについても介護福祉士国家資格取得後に母国で活躍しているケースも多く、合わせて実態把握を行う)。その結果を踏まえ、有識者等による検討委員会で議論を行い、これから新たな技能実習生の送り出しを行う機関等にとっても参考となるよう、技能実習生等の母国での活躍状況や支援のあり方等をまとめたガイドブックを作成し、報告書にまとめる。</p>
110	外国人介護人材の受入れに伴う現場での指導(OJT)の実態に関する調査研究事業	<p>技能実習やEPAなど各在留資格においては、受入施設等の現場における指導が、技能実習計画に基づく実習や介護福祉士国家資格取得など、それぞれの目的遂行のために重要であり、その指導の質の向上・均質化に向けた実態把握を行うことが必要である。</p> <p>技能実習では、介護等の技能等について5年以上の経験を有する者の中から技能実習指導員を選任することとされているが、EPA等の他の在留資格も含めて、現場で実際に指導にあたる者の経験年数やスキル、役職、どのような指導を行っているのか、また、指導の計画内容の分析、教材・指導方法の分析、指導する上での課題、組織や職員、利用者への波及効果等について、受入施設等へのアンケートやヒアリングによる実態調査を行ったうえで、報告書にまとめる。</p>

番号	テーマ名	事業概要
111	外国人高齢者に対する効果的なケアのために外国人介護人材が果たす役割に関する調査研究事業	<p>外国人材の受入れが加速する中、将来的に日本に長期滞在する者、家庭を形成する者が増加し、外国人の高齢化が見込まれる。在日の外国人高齢者に対する支援においては、母国語を話すスタッフの有無に関する施設リストを設けるなど配慮を行っている例があるほか、特に外国人介護人材の受入れが多い東南アジア等においても、高齢期には幼少期の経験や文化への共感、母語でのコミュニケーションが発生することが想定され、その理解がある日本人や同国出身のスタッフがいることは高齢者の大きな安心感につながると考えられる。</p> <p>このため、外国人の在留が多い地域での施設、在宅での介護の状況や実際の受入れ事例についてアンケートやヒアリング調査を行った上で、外国人高齢者に対して介護を行う際の配慮、出身国に対して理解のあるスタッフが対応することによる高齢者の心身への効果等について、報告書にまとめる。</p>

## ○介護ロボット・ICT・生産性向上

(ICT・生産性向上)

112	介護分野の文書の簡素化・標準化・ICT化に関する調査研究事業	<p>介護分野の文書に係る負担軽減の方策を検討する「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」の中間取りまとめをふまえ、指定申請・報酬請求・指導監査の文書の「簡素化」「標準化」「ICT等の活用」について順次検討し、取組を行ってきたところ。</p> <p>令和4年度は、加算の届出時における不備の実態を把握し、その結果を踏まえた簡素化・標準化の検討を行うほか、ICT等の活用を踏まえた自治体の文書負担軽減の取組等について引き続き検討を行う。また、これまでの文書負担軽減の取組の効果についても継続的な調査が必要。このため、本調査研究事業では、</p> <p>①主に以下の事項について、自治体・介護サービス事業者へのアンケート、ヒアリング等による実態把握と分析を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者が自治体に加算の届出を行う際の不備の発生状況とその要因</li> <li>・国が示す加算の届出書等の様式例の自治体の活用状況及び自治体の独自様式の状況</li> <li>・令和4年度運用開始予定である指定申請等の電子申請・届出システムの活用を見据えた自治体の文書負担軽減に関する取組</li> <li>・これまでの文書負担軽減の取組の効果(介護事業所の負担の変化に関する検証、モニタリング)</li> </ul> <p>②自治体・介護サービス事業者等を委員とする検討会議の実施</p> <p>③前述の専門委員会での検討に資する資料(上記①・②を踏まえた提言及び自治体向けの文書負担軽減のガイドライン案を含む)の作成等を行い、報告書をまとめる。</p> <p><b>【本事業の特記条件】</b> 最終報告に先立ち、専門委員会の開催に合わせた中間時点での成果物提出を行う。</p>
113	文書負担軽減や手続きの効率化等による介護現場の業務負担軽減に関する調査研究事業	<p>令和3年度の介護報酬改定では、利用者への説明・同意等に係る見直しや記録の保存等に係る見直し等を行った。また、令和3年度介護報酬改定に関する審議報告では、今後の課題として、現場の実態等も踏まえながら、介護現場の業務負担軽減の観点から、更なる文書負担の軽減や手続きの効率化等について、引き続き検討していくべきといった内容が明記されたところである。</p> <p>このため、本調査研究事業においては、調査検討委員会を設置した上で、</p> <p>①令和3年度介護報酬における利用者への説明・同意等に係る見直し(電子メール、電子署名等の電磁的方法の活用)や記録の保存等に係る見直し(文書の電磁的記録による保存)等による業務負担軽減の効果検証</p> <p>②更なる文書負担の軽減や手続きの効率化等の検討</p> <p>③介護分野におけるローカルルールの実態把握(書面・様式以外のローカルルールを含む)等を行い、報告書をまとめる。(介護サービス事業者へのアンケート及びヒアリング調査)</p> <p>なお、令和3年度介護報酬改定検証・研究調査事業「文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減に関する調査研究事業」の調査結果を踏まえ、サービスごとに、電磁的方法・記録の活用状況等の進展がわかる調査を行うこと。</p>

番号	テーマ名	事業概要
114	介護助手等の導入に関する実態及び適切な業務の設定等に関する調査研究事業	<p>介護現場における、いわゆる介護助手の活用は、介護現場における生産性の向上やケアの質の向上等が期待されるものであり、また、介護助手が担当する業務の範囲(業務の切り分け)を適切に行うことにより、導入効果が一層高まると考えられるものである。</p> <p>このためアンケート調査、ヒアリング調査により、介護施設における介護助手の導入状況や導入手順、業務実態等に関する調査を行うとともに、有識者による検討会を立ち上げ、介護職員の業務負担軽減、介護の質の向上の観点から介護助手に切り分け可能な業務や切り分けたときに効果が高いと見込まれる業務について体系化し、報告書として示すことを目的とする。</p> <p><b>【本事業の特記条件】</b> アンケート調査、ヒアリング調査を行うとともに、検討委員会を立ち上げ、収集したデータを基に有識者・事業者の意見を聞きながら、議論・検討し、成果物をまとめること。 検討委員会には介護助手の実態等、介護現場の生産性向上の取組に詳しい有識者、介護現場を代表する有識者(業界団体)を含むこと。 令和2年度老健事業「介護老人保健施設等における業務改善に関する調査研究事業(全国老人保健施設協会)」の内容を踏まえた調査を実施すること。</p>
115	介護生産性向上総合相談センターを通じた地域単位の効果的な支援方策等に関する調査研究事業	<p>介護現場の生産性向上に向けた支援については、国(厚生労働省)、地域医療介護総合確保基金、自治体独自で様々な事業が行われているが、介護現場の視点から、必要なタイミングで適切な支援を受けられるようにすることが必要である。</p> <p>また、「介護現場革新会議 基本方針(平成30年3月)」で国・自治体、関係団体等が一体となった取組の重要性を示しており、介護現場の生産性向上の取組を全国に普及していくために、地域に根ざしたワンストップ型の支援の枠組を構築していくことが効果的であると考えられる。</p> <p>本事業においては、①介護現場に対する生産性向上の支援に関する事業の洗い出し、②各事業実施者や介護現場の生産性向上に関し都道府県へのアンケート調査等を行うとともに、③検討会を立ち上げることにより、介護現場に対する都道府県単位での効果的な支援の枠組等を示すとともに、この枠組の立ち上げ、運用のために必要な事項・支援について明らかにし、報告書にまとめる。</p> <p><b>【本事業の特記条件】</b> アンケート調査、ヒアリング調査を行うとともに、検討委員会を立ち上げ、収集したデータを基に有識者・事業者の意見を聞きながら、議論・検討し、成果物をまとめること。 検討委員会には介護現場の生産性向上の取組に詳しい有識者、介護現場を代表する有識者(業界団体)、介護現場の生産性向上に関し先進的な取組を行う都道府県等自治体の担当者を含むこと。 生産性向上ガイドラインを参考に事業を推進するほか、検討会においては、介護現場の生産性向上・介護ロボットに関する厚生労働省事業・施策等との連携も視野に入れて検討を進めること。</p>
116	標準仕様を活用したケアプランデータ連携活用促進のための調査研究	<p>ケアプラン1表、2表、6表、7表については、多くが印刷媒体でやり取りされており、転記事務などが事業所の大きな負担となっている。</p> <p>令和元年度にケアプランのデータ連携を促進するための標準的な仕様を示しているところ、同一法人事業所間でのデータ連携は増加しているが、異なる法人事業所間でのデータ連携はまだ少ない現状がある。また、介護予防サービス、総合事業サービスのデータ連携については、一部は標準仕様による連携が可能であるものの、対象となっておらず、現場からはデータ連携に期待する声が多くある。そのため、以下の取組により、データ連携の促進について検討する。</p> <p>① 国民健康保険中央会において構築中の「ケアプランデータ連携システム」の活用も念頭におきつつ、事業所等へのアンケート調査やヒアリング調査により、活用の障壁となる事柄や、活用促進のための方策について、委員会を開催しつつ、検討する。</p> <p>② 現行の標準仕様だけでは十分なデータ連携が実現できないとされている、介護予防サービス、総合事業サービス等におけるデータ連携、保険者とのデータ連携に向けて、事業所や保険者等に対するアンケート調査やヒアリング調査等により、実態を把握し、技術的・運用面の課題を整理する。</p> <p>③ ①②の結果を報告書として取りまとめるとともに、事業所がケアプランデータ連携を行うために必要な体制や準備等に関する資料を作成する。</p>

番号	テーマ名	事業概要
117	介護事業所における生産性向上の更なる普及促進に向けた調査研究	<p>介護現場の生産性向上の取組については、これまで生産性向上ガイドライン・生産性向上の取組を支援促進する手引きの普及啓発や好事例の横展開等を通じて、その取組の推進を図ってきたところであり、生産性向上の取組の一層の拡大を図るため、上記ガイドライン・手引き及びR3年度委託事業で作成する「推進スキル伝達の手順書」(仮称)の活用方策や法人全体で取り組む際のポイントを示す等の必要がある。</p> <p>このため、過年度に行われた生産性向上に関する老健事業や厚生労働省委託事業で実施したアンケート結果も活用しつつ、以下の取組を行う。</p> <p>① 介護現場の生産性向上の取組に積極的な自治体・保険者を抽出し、協力を得ながら、自治体・保険者における生産性向上ガイドラインのみならず、主体的に取組を推進するスキルを修得させるための試行的取組を行う等、これまで作成してきた参考資料・ツール等を活用した取組に必要な体制や準備等に関する資料について、委員会を開催しつつ作成する。</p> <p>② 生産性向上ガイドラインに基づく取組について、法人として取り組むべきポイントやその効果を検討・検証して、ガイドブックとして取りまとめる。</p>
(介護ロボット)		
118	経営面での介護ロボットの導入効果の実態調査研究事業	<p>介護ロボットの導入に係る効果は、ケアの質向上による魅力発信、職員の負担軽減等による人材確保等、明示的に効果を示すことが難しく、そのことが介護現場(経営者層)が投資判断をする際に重要となる、費用対効果の観点での検討を難しくしている。</p> <p>本事業においては、介護現場が介護ロボットを導入する際に期待した効果、投資の際に検討した事項、投資基準、導入後の効果・影響、経営面への影響、今後導入を検討している介護ロボット(分野)等を介護ロボットの分野毎に調査し、委員会で整理したうえで、経営者層が介護ロボット導入に係る投資を行う際に留意すべきポイント・費用対効果の観点を検討し、結果を報告書にまとめる。</p> <p><b>【本事業の特記条件】</b>          委員会は、効果的に介護ロボットを活用している介護現場の経営者層、介護現場の経営実態を把握する第三者等を含むこと。          本事業で扱う介護ロボットは「ロボット技術の介護利用における重点分野」(平成29年10月改訂)で定めている6分野13項目の範囲とする。          本事業の調査内容については、令和4年度秋頃までに、中間報告の結果を厚生労働省に報告できる計画となっていること。</p>
119	介護施設等におけるカメラタイプの見守り機器の効果的な活用に向けた実態調査研究事業	<p>介護施設等に導入されているカメラタイプの見守り機器については、シルエット等で確認出来る入居者及び介護者の映像を活用し、ケア内容の改善、事故の早期発見や防止、高齢者虐待の抑止や早期発見、ハラスメント防止等の効果も期待されている。</p> <p>一方で、自治体によっては、プライバシーの観点から、心理的虐待を誘因する可能性があること等から、使用制限を設けている事例も散見される。</p> <p>本事業においては、介護施設等に導入されているカメラタイプの見守り機器について、導入施設等への実態調査により、導入施設における機器の活用状況や導入手順を把握するとともに、検討委員会を設置し、機器の効果的な活用方法や導入の際の留意事項についてまとめる。</p> <p><b>【本事業の特記条件】</b>          アンケート調査、ヒアリング調査を行うとともに、検討委員会を立ち上げ、収集したデータを基に有識者・事業者の意見を聞きながら、議論・検討し、成果物をまとめること。          検討委員会には効果的に見守り機器を活用している介護現場を代表する有識者、虐待などの権利擁護・個人情報・プライバシー、介護等に知見を有する弁護士を含むこと。</p>

番号	テーマ名	事業概要
<b>○普及・啓発</b>		
120	地域づくりの観点からの保険外サービス活用推進等に関する調査研究事業	<p>以下の調査・研究の結果を報告書等にしてまとめる。            保険外サービスの取組の現状として、保険外サービスを提供する事業者等の状況について、情報収集を行う。</p> <p>その上で、有識者や団体等による検討会を設置する等により、過去に作成した事例集等を有効に活用しつつ、市町村における地域ニーズを解決する保険外サービスの効果的な創出・普及方法並びに体制の構築(協議体や地域ケア会議の活用を含む)を検討する。また、保険外サービスを活用した地域づくりの観点から、同時一体提供による生活支援の課題等について検討を行う。</p> <p>※過去の調査研究事業では、介護支援専門員や地域包括支援センターが保険外サービスに関する情報提供を行う際の実例・事業所紹介や活用促進ガイド等を作成したほか、介護給付に係る同時一体提供の仕組みの検討や事業者の提供意向、利用者ニーズ等の調査を実施</p> <p><b>【本事業の特記条件】</b>            実施主体については、保険外サービスについて、知見を有すること。</p>
121	介護のしごと魅力発信等事業の評価分析に関する調査研究	<p>本調査研究においては、令和4年度に厚労省において実施予定である「介護のしごと魅力発信等事業」の事業効果の評価分析を行う。本事業の対象者が、介護の仕事の重要性を理解し、どのように意識が変容し、その結果、どのような行動変容があったのかについて調査研究を行い、介護のしごとの魅力の発信を効果的に実施する手法を明らかにする。</p> <p>また、「介護のしごと魅力発信等事業」は令和元年度から実施しているものであるため、過去の取組の効果が現在、顕在化してきていることも考えられるため、過去の取組についても、効果分析を行う。</p>
<b>○介護関連データ利活用</b>		
122	科学的介護情報システム(LIFE)の導入・入力支援に係る調査研究事業	<p>本事業では、科学的介護情報システム(LIFE)の円滑な導入や適正な入力を支援するため、介護事業所・施設等を対象として、システムの導入や入力に係る課題、現在のマニュアル等の改善点等のヒアリングを実施するとともに、介護ソフトのベンダー等との意見交換を通じて課題を把握し、有識者の参加する検討会において、改善策を検討する。検討に当たってはその結果を踏まえ、システムの円滑な導入や入力情報の適正化に資するような動画等の資料の作成を行う。</p> <p><b>【本事業の特記条件】</b>            ・介護関連システムに関して多くの知見を有する組織であって、特に科学的介護情報システム(LIFE)の技術的分野について、知見を有している者による事業の実施が望ましい。</p>
123	科学的介護情報システム(LIFE)におけるフィードバックの活用に関する調査研究事業	<p>本事業では、介護事業所・施設において、LIFEのフィードバックを解釈し、活用する際の課題に関してヒアリング等の調査研究を行うとともに、有識者の参加する検討会における検討を踏まえ、LIFEのフィードバックの適切な解釈に資するようなマニュアル等の作成を目的とする。</p> <p><b>【本事業の特記条件】</b>            ・介護関連システムに関して多くの知見を有する組織であって、特に科学的介護情報システム(LIFE)の収集項目について、知見を有している者による事業の実施が望ましい。</p>
124	介護サービスの質の評価指標の開発に関する調査研究事業	<p>本事業では、これまで検討されてきた介護の質に係る評価指標について、LIFEの事業所へのフィードバックへ実装する方法を検討するとともに、有識者の参加する検討会において実装にあたる課題の整理等を行う。また、引き続き、介護領域で用いる質の評価指標の開発を行う。</p> <p><b>【本事業の特記条件】</b>            ・介護に関して多くの知見を有する組織であって、介護分野での質の評価指標についての知見、および科学的介護情報システムについての知見を有している者による事業の実施が望ましい。</p>

番号	テーマ名	事業概要
125	自身の介護情報を個人・介護事業所等で閲覧できる仕組みについての調査研究事業	<p>『経済財政運営と改革の基本方針2020』において、「医療・介護分野におけるデータ利活用やオンライン化を加速し、PHRの拡充も含めたデータヘルス改革を推進する。(中略)情報連携の必要性や費用対効果等を検証しつつ、技術動向等を踏まえ、2020年中を目途にデータヘルス改革に関する工程を具体化する。」とされており、介護情報の利活用は喫緊の課題である。</p> <p>本事業では、令和3年度の老健事業の調査結果を踏まえ、介護事業所間、介護事業所・利用者間、介護事業所・医療機関間等において、「共有・交換することが適切な、利用者や介護現場で必要となる情報」「介護情報を共有するにあたって標準化を推進するために、情報を共有・交換する手続きと方式」について整理を行うための、調査検討を実施するとともに、実現に当たって想定される実務及びシステム上の課題を抽出し、報告書をまとめる。その際には、科学的介護情報システム(LIFE)等の介護関連システムとの関連性についても検討を行う。</p> <p>【本事業の特記条件】 介護関係のシステムに関して多くの知見を有する組織であるとともに、要介護認定、介護レセプト、LIFE等の情報を取り扱う経験・知見・実績を有する者による事業の実施が望ましい。</p>
<b>○権利擁護施策</b>		
126	自治体による高齢者虐待防止に資する計画策定と評価等に関する経年的調査研究事業	<p>① テーマの問題意識 介護保険法第116条第1項の規定に基づく「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において「高齢者虐待の防止等」に関する計画の策定は義務付けられている。令和4年度「保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金」(インセンティブ交付金)に「高齢者虐待防止にかかる体制整備の実施」が新たに評価指標とされたことから、前年度の虐待防止計画や評価等との比較検証し経年的調査研究が必要である。</p> <p>② 実施すべき事業内容 令和4年度と令和5年度に「保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金」(インセンティブ交付金)の「高齢者虐待防止にかかる体制整備の実施」の評価として提出された資料の比較検証を実施する。 あわせて、複数自治体に対するヒアリング調査と計画策定などにおける好事例・取組事例を収集し、地域の高齢者虐待防止の体制整備の推進に向けた施策提言を行う。</p> <p>③ 成果物 調査研究結果については、自治体の高齢者虐待防止の地域づくりのための「A-PDCA」の実施状況と、地域における高齢者虐待防止の体制整備等に関する提案を含めて報告書にとりまとめ、各都道府県・市町村に配布する。</p>
127	自治体による高齢者虐待対応の平準化に資するAIの活用に関する調査研究事業	<p>① テーマの問題意識 養護者及び養介護施設従事者等による高齢者虐待の相談・通報・判断件数は増加・高止まり傾向にある。自治体職員の異動や退職等によるノウハウの蓄積が難しい等の課題が把握されており、AI等の活用による虐待対応の平準化や業務効率化が急務である。</p> <p>② 実施すべき事業内容 介護分野や児童分野等におけるAIの活用状況や、国が経年実施している「高齢者虐待の実態把握等のための調査」(委託事業)データの分析方法等を検討し、検討にあたっては、調査データの言語解析などAIの実現性について試行するなど、自治体の虐待防止計画策定や評価検証等に資するデータの活用・分析方法等の提言を行う。</p> <p>③ 成果物の体裁 調査研究結果については、国が経年実施する高齢者虐待に関する調査の利活用等、自治体の虐待防止に資するデータの活用方法を報告書にとりまとめ、各都道府県・市町村に配布する。</p>
128	成年後見制度における市町村長申立の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業	<p>全国どの地域においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるようにするため、「市町村長申立て」の適切な実施や「成年後見制度利用支援事業」の積極的な実施が重要である。しかし、市町村長申立ての実施状況や、成年後見制度利用支援事業の運用状況について、市町村間で格差があるとの指摘がある。</p> <p>そのため、本事業では</p> <p>① 全国の市町村長申立ての実施状況や支障事例の詳細の把握を行うとともに、各自治体の要綱やマニュアル等の収集、整理を行い、自治体への提供につながるような好事例のとりまとめを行う。</p> <p>② 全国の成年後見制度利用支援事業の実施状況(要綱上の取扱い、支援件数等)や未実施理由の詳細の把握を行うとともに、利用支援事業の範囲が狭い市町村や利用支援事業を未実施の市町村が、適切な実施につながるよう、留意事項を整理する。</p> <p>①、②の成果を報告書にまとめる。</p>

番号	テーマ名	事業概要
129	市民後見人養成研修カリキュラム及び市民後見人の活躍推進に関する調査研究事業	<p>市民後見人は、成年後見制度の担い手の確保や、地域共生社会の実現のための人材育成という観点から一層養成を推進していく必要がある。しかし、市民後見人養成研修カリキュラムは、平成23年度に策定して以降、改訂を行っておらず、第二期成年後見制度利用促進基本計画(案)においても「意思決定支援や身上保護の内容を含めるなど、より充実した養成研修カリキュラムへの見直しの検討」を行うこととされた。また、市民後見人養成研修を修了し、地域において権利擁護の支援をしている人の活躍を推進するため、地域における活動の状況や呼称についての実態把握を行う必要がある。</p> <p>そのため、本事業では、</p> <p>① 現行の市民後見人養成研修のカリキュラムの内容を精査し、課題を明らかにすることにより、養成研修カリキュラムの改訂を行い、市民後見人の一層の養成に向けた周知方策等を検討する。</p> <p>② 市民後見人養成研修を修了し、市民後見人としては選任されていないものの、地域において広く権利擁護の支援を行っている人の活動の状況や呼称についての調査を行うとともに、市民後見人養成研修修了者の活躍の推進方策を検討する。</p> <p>①、②の成果を報告書にまとめる。</p>
<b>○その他</b>		
130	「ウィズコロナ」下における介護サービス相談員派遣等事業の在り方に関する調査研究	<p>新型コロナウイルス感染症により、介護サービス相談員派遣等事業の実施が困難となっているため、「ウィズコロナ」下における介護サービス相談員派遣等事業について、その手順や手法を整理した上で、実施マニュアルの作成を行う。</p> <p>また、令和2年度から、介護サービス相談員の派遣先として「有料老人ホーム」「サービス付き高齢者向け住宅」を追加したところであるが、その受入実績が低調であるため、これらの施設における介護サービス相談員派遣等事業の活用促進策の検討を行う。</p>
131	養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員の処遇改善の在り方に関する調査研究事業	<p>養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員の処遇改善については、令和3年12月24日に「老人保護措置費に係る支弁額等の改定について」(令和3年12月24日老高発1224第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)を发出しており、本通知を踏まえた各自治体における対応状況等を把握することが必要である。</p> <p>そのため、養護老人ホーム及び軽費老人ホームにおける職員の処遇改善を含めた実態の把握を全国的に行うため、①養護老人ホーム・軽費老人ホーム(職員の給与水準等の処遇等の実態)、②都道府県・市町村(処遇改善、消費税率引上げに関する支弁額等の改定状況等の実態)に対して調査を行うとともに、先進的な取組を行う施設・自治体に対してヒアリングを実施した上で、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの職員の処遇改善の在り方(推進策を含む)を検討する。</p> <p>【本事業の特記条件】 調査の集計については、8月中、10月中の少なくとも2回は実施すること。</p>
132	介護サービス情報公表システムを活用したオンラインによる指定申請機能の活用促進のための調査研究	<p>介護サービス情報公表システムを改修して機能実装している指定申請機能について、事業所の負担軽減を図るため活用を促す必要があるところ、運用ルールの見直し等、自治体の業務フローの見直しが必要である。</p> <p>このため、本事業では、介護サービス情報公表システムを活用したオンラインによる指定申請を促進するため、自治体の指定申請事務について、自治体と事業所それぞれの立場における現状を、アンケート調査、ヒアリング調査で明らかにし、課題と改善策を取りまとめた報告書を作成する。</p> <p>また、自治体、事業所、それぞれにおけるオンライン指定申請機能の活用に向けて必要な体制や準備等に関する資料を作成する。</p> <p>事業実施にあたっては、外部有識者による検討委員会を設置し、意見をいただきながら事業を実施する。</p>

番号	テーマ名	事業概要
133	介護事業者の財務状況の把握に関する調査研究	<p>①(テーマの問題意識)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・骨太の方針(2021)において、「介護サービス事業者についても、事業報告書等のアップロードによる取扱いも含めた届出・公表を義務化し、分析できる体制を構築する」とされている。</li> <li>・介護サービスは株式会社、社会福祉法人、医療法人、NPOなど、多様なプレイヤーが存在し、会計基準も異なることから、分析を行うための尺度(項目)を検討する必要がある。</li> <li>・具体的には把握すべき尺度の内容や把握するための手法(報告すべき財務状況の単位(法人・サービス・事業所)、異なる会計基準間の整理、各事業者の本部・事業所の振り分けルールの整理等)について、フィージビリティも踏まえつつ、検討する必要がある。</li> </ul> <p>②(実施すべき事業内容(アンケート、研修会、検討会))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・①について、検討会の設置及び事業者・ベンダーに対するアンケート・ヒアリングの実施を通じて検討を行う。</li> </ul> <p>③(成果物の体裁)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・②における検討の結果を報告書としてとりまとめる。</li> </ul> <p>【本事業の特記事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護事業者の計算書類や経営状況の分析に関して知見を有しており、適切に検討会の立ち上げやヒアリング等を実施することが可能であることが必要。</li> </ul>
134	移動支援等の地域包括ケアの推進に向けた制度横断的取組に関する調査研究	<p>【実施すべき事業内容】</p> <p>東海北陸厚生局管内において、移動支援や農福連携等に関して制度横断的な取組を効果的に実施している自治体や、関係団体、連携する事業者等へヒアリングを実施するとともに、利用者や担当者等の関係者へのアンケート等を実施し、取組事例の収集・整理と、効果・課題に関する調査研究を行う。</p> <p>新たにこうした取組を実施する管内自治体担当者が実務を行う上で有効な留意すべき事項など整理した実務マニュアルを含む報告書を取りまとめ、セミナー等の実施を通じて取組が進んでいない自治体等への普及啓発を進める。</p> <p>【本事業の特記条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東海北陸厚生局や、可能な範囲で東海北陸地方の地方支分部局と連携して事業を進めること。</li> </ul>
135	その他上記に関連すると認められる調査研究事業	上記に関連する事業を実施する。